

令和8年第1回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和8年3月9日
 1. 招 集 の 場 所 第3委員会室（午前）
 第2委員会室（午後）

1. 開 会 令和8年3月9日
 午前8時55分

1. 散 会 令和8年3月9日
 午後3時49分

1. 出 席 委 員

委員長 山本 英明
 副委員長 小玉 忠重
 委員 山下 昌和
 委員 宇都宮俊文
 委員 二宮 一朗
 委員 森川 一義

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司
 政策企画部長 大野本 敦
 消防本部消防長 宇都宮憲治
 総務課長 山崎 徳博
 危機管理課長 宇都宮 博
 税務課長 古川 郁夫
 財政課長 沖野 貴洋
 まちづくり推進課長 安田 司
 政策推進課長 原井川英一
 デジタル推進課 浦田 和喜
 消防総務課長 山本 清久
 防災課長 植木 宏次
 総務課長補佐 佐藤陽一郎
 総務課長補佐 岡本 夕佳
 危機管理課長補佐 三好 栄治
 財政課長補佐 正司 哲朗
 財政課長補佐 三瀬 一也
 まちづくり推進課長補佐 松本 義博
 まちづくり推進課長補佐 中村奈央子
 地域づくり活動センター推進室長
 三好 祐介
 政策推進課長補佐 周藤 功治
 デジタル推進課長補佐 上甲 宏之
 消防総務課長補佐 大竹 章由
 防災課長補佐 佐藤 栄司
 総務課係長 山下 元紀
 総務課係長 宮本ふみか

総務課係長 西谷 佳真

選挙管理委員会係長 兵頭 秀二

危機管理課係長 山口 勝範

危機管理課係長 井上 一善

財政課係長 角藤 展行

まちづくり推進課係長 片山 大輔

まちづくり推進課係長 渡邊 利彦

まちづくり推進課係長 兵頭 孝明

地域づくり活動センター推進室係長

井上 裕也

政策推進課係長 河野 温

政策推進課係長 宇都宮千春

デジタル推進課係長 稲口 智博

デジタル推進課係長 辰己 英作

消防総務課係長 土居 弘樹

防災課係長 土居 智彦

政策推進課主任 玉岡 佳

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第4号 財産の無償譲渡について

議案第5号 西予市職員の管理職手当の特例に
 関する条例制定について

議案第6号 西予市公告式条例の一部を改正す
 る条例制定について

議案第7号 西予市行政手続条例の一部を改正
 する条例制定について

議案第8号 西予市一般職の任期付職員の採用
 等に関する条例の一部を改正する
 条例制定について

議案第9号 西予市職員等の旅費に関する条例
 の一部を改正する条例制定につい
 て

議案第10号 西予市証人等の実費弁償に関する
 条例の一部を改正する条例制定に
 ついて

議案第11号 西予市地域づくり活動センターの
 設置及び管理に関する条例の一部
 を改正する条例制定について

議案第17号 西予市火災予防条例の一部を改正
 する条例制定について

議案第21号 西予市過疎地域持続的発展計画の
 策定について

議案第31号 令和8年度西予市一般会計予算

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時55分

○小玉副委員長

これより令和8年第1回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○山本委員長

山本委員長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

次に、山住総務部長より挨拶をお願いします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○山本委員長

それでは早速ですけども、ただいまから総務課の審査を行いたいと思います。

議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市が直面する厳しい財政状況を脱却するため、先の令和7年第4回定例会において、全職員を対象とした給与削減条例案を上程いたしました。議会における慎重な御審議の結果、否決という御判断をいただきました。市といたしましては、この議会の決定を真摯に受け止めるとともに、市政懇談会等でいただいた市民の皆様の意見、職員組合からの御意見を踏まえ、改めて検討を重ねてまいりました。その結果、今回の改革においては、特に組織の運営や意思決定に責任を持つ立場にある管理職が率先して姿勢を示すことが適切であると判断いたしました。このため、本条例案では対象を管理職に限定し、管理職としての責任に応じて支給される管理職手当の一部を減額することと

いたします。

その内容でございますが、管理職の職務の級に応じて、4級の課長補佐級職員については20%、5級の課長級職員については30%、6級以上の部長級職員については40%を、それぞれ管理職手当の月額から減額するものであります。減額による財政効果額といたしましては、約1482万1000円を見込んでおります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

○山下委員

ただいま説明の中で、今回の議案に対しては前回の定例会のときに否決という形になったんですけれども、そのあとこういうふうにして一応精査していただいて、こういった案を出していただいたことに関しましては、評価するものだと思っております。2月24日の全協の中でも説明がありましたけれども、職員組合との話合いの経緯を説明していただきたいのが一つと、前回も職員の給料に対して、減額ということになると職員のモチベーションの低下とか、西予市の職員の給料に関しては、西予市の中では私の感覚ではやっぱり大企業であると思いますので、地域に対する経済に対しての影響、それともう一つは、新しく西予市に入ろうと考えてる職員、それに応募する方々に対してのマイナスのイメージがあるんじゃないかと、その3点についても、前回お聞きしましたけれども、今回またそのような流れの御回答をお願い出来たらと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。

○山崎総務課長

まず、組合との交渉でございますが、令和8年1月26日付再上程の検討段階においてですが、組合側から意見書が提出されております。組合側の意見書としましては、組合員への影響なくすことを求める内容となっております。先ほども申しましたが、市といたしましても、市民の皆様に御負担をお願いする中で、人件費の抑制は避けて通れないという課題であると判断し、管理職手当の削減、つまり組合員への影響をなくすという方

向で進ませていただいたところでございます。

そして職員のモチベーションでございますが、もちろん若手職員への配慮、そしてモチベーションの低下、そういうことを受け止めて責任ある管理職が、管理職手当の減額を行うというふうにさせていただいております。

そして新規採用職員についてでございますが、新規採用職員の給料等に関しましては減額等ありませんので、そこは今年度同様、その点に関して影響はないと考えております。

○山下委員

新規採用に影響がないっていうことを言われてますけれども、今回のこういう発表があったあと、前年までの職員の応募数とかそういった数に関してはいかがでしょうか。

○山崎総務課長

昨年度の応募数ですが、令和7年度行政職の応募数が25名、消防職が5名というふうにはなっております。その前の令和6年度の応募数ですが、一般行政のほうが18名、消防が10名ということになっております。消防は減っておりますが、三瓶消防の関係がありますので、そういうところもあります。6年度と比べて7年度は増えております。令和8年度におきましては、職員採用パンフレット等、また、そして高校への訪問等、そういうことをやりながら応募者数を増やしていきたいと思っております。

○二宮委員

第2条の給料表なんですけれども、医療職給料表(2)(3)とあるんですが、そこはどういう違いがあるのか説明をお願いしたいなと思います。

○山崎総務課長

給料表の説明をさせていただきます。医療職(2)でございますが、それが管理栄養士長というふうになります。そして医療職給与表の(3)でございますが、保健師長としての5級、保健師長2名おりますが、その方の給与表となっているところでございます。

○宇都宮委員

私も1人の委員として申し上げたいと思います。

山下委員が言われました。これ行政にとって本当に難しい判断だったかと思います。当然、私も一議員として、給与削減は根本から反対しておりますので、結果はこういう管理職手当だけとい

うことになったことは評価させていただきたいと思います。ただ、やはりこの間、様子見ておりますと市民の皆さんの意見もやっぱり結構この給与削減はいけないという意見結構聞きました。中には反対する人もおりましたが、しばらく見ておまして、職員の意識がかなり変わってはきたんじゃないかなと思いますので、こういう条例に変えてこれからよくなることを期待したいと思いますし、その辺について管理職から見て、職員の感じはどのように見えるか、難しい質問にはなるかなと思うんですが、周りから見たところでは、変わったかなという感じは結構受けますので、どっちにしても、前向きにやって少しでも早くこの給与カットもやめるような方向へ向いていくべきではないかなと思います。また、今年になって国からの交付金もなかなか増えるような様子でございますので、いいことかなと思います。そこら辺分かる範囲で構いませんので、率直な意見があればお答え願いたいと思います。

○山住総務部長

今ほど、宇都宮委員からの御質問でございますけれども、まず今回、このようにいわゆる本俸から管理職手当のほうに、一応減額の対象を切替えたということについて、一定程度御評価いただいたことについて感謝を申し上げます。職員全体としての意識改革、これは本会議におきます一般質問の答弁等でも申し上げてきましたけれども、全体を通して意識改革、今の行政の在り方に対して見直しをして、次どうしていくかということについて考えが、以前よりまして覚え及ぶようになったかなと、そのようには感じております。確かに全体として、そのモチベーションの影響というのはあるかもしれませんけれども、ただそれをマイナスだけにとらえずに、次の将来の西予市のためにやっていくんだということを強く意識することでもまた、そのきっかけにはなったかと思っております。そういった意味では今回、確かに劇薬とも言えるような取組でございましたけれども、一定の効果はあったものと思います。国等の交付金の今後の見通しについては、先ほど冒頭挨拶で申し上げましたけれども、国際情勢との関係もあって、ちょっと見通しがはっきりしないところもございますが、現状においては、令和8年度の当初予算については基金、かなり回復しますので、その

流れに沿った形でもしも財政状況が改善すれば、現在のそういった手当のカットの取組についても、見直す時期が少し早まることも期待をしておるところであります。

○小玉委員

職員のモチベーション下がるっていうあれやったんやけど、管理職の人も、管理職手下げたらモチベーション下がってもらっては困るので、市民に痛みを押しつけるんで、職員も痛みを感じないけんみたいな発想で管理職が代表してカットになったんですが、そこら辺、職員組合じゃないけれども管理職の人も部長会なり課長会なりあるので、意識が下がらんように検討していただきたいと思いますがいかがでしょう。

○山住総務部長

管理職につきましては、当初の段階から今回のプランの実行に際して、その責任ある立場、改革に向けた決意ということを表明するという点については、一定の理解もしていただいておりますので、考え方にかわるものはないかと思いますが、ただ、先ほど申し上げましたけど査定を通した中におきましても、管理職自らが今までなかった市としての各課の方針、そういったものもしっかりと伝える、説明ができるような管理職も増えてきたように思っております。この流れを維持しながら全体として、また新たな西予市をつくっていきたいと思います。

○森川委員

昭和 40 年ぐらいだったかと思うんですが、宇和町の時代に、宇和町が再建団体になったことがあるんですが。その当時は給料を下げるんじゃないに、職員の免職が行われて、反対運動が起きたことがあるんです。そういうより職員の給料を下げるほうが、1 番安心すると思うんですが、合併したら職員が多くなるので、課長や課長補佐はいやでも仕事来るのでせないけんけど、普通の職員は、仕事が時々途切れる場合であって、仕事する職員があまりおらんと思うんです。仕事する職員は仕事するけど、仕事あまりしない職員も見受けられるので、しっかり職員が仕事できるように、指導してもらったと思います。

○山本委員長

質疑じゃなくて、御意見ということですか。

○山住総務部長

今ほどの森川委員からの御意見、御指摘について真摯に受け止めて、基本的に仕事が途切れるということはございません。それぞれの部署で年間通じまして、常に業務については従事しておりますが、そのように御指摘をされるということは、やはりどっかで見られてる部分もあるかもしれないので、そういったことは十分重く受け止めて、そういったことの指摘を受けないように、また、職員の指導、教育には徹底をしてまいりたいと思います。

○山本委員長

ほか質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結とさせていただきます。

お諮りをいたします。

議案第 5 号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる（休憩 午前 9 時 17 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 18 分）

続きまして、議案第 6 号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 6 号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法に基づき条例等の公布及びその他の規程の公表の方法について定めたものであります。改正の主な内容につきましては、同法の一部改正により条例の公布の際に行う市長の署名について、電子署名を用いた場合にも、署名と同様の効力が生じるよう改正されたことから、それを用いることができるよう規定を追加するとともに、条例等の交付及びその他の規程の公表の方法について、これまでの紙媒体による書面掲示

を縮減し、これに変わる方法として、市のホームページに掲載する方法をとることを可能とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○小玉委員

ホームページに公告したら市民はその時点で知ったということになるという、今までの掲示板に公告したと同じ効力が生ずるということによろしいのでしょうか。

○山崎総務課長

お見込みのとおりでございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第6号「西予市公告式条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時21分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前9時21分）

続きまして、議案第7号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第7号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、行政手続法の適用を受けない条例及び規則等に伴う、許認可等の申請に対する処分、不利益処分、行政指導等についての手続を定めて

いるものであります。今回、行政手続法の一部改正に伴い、これに準じた対応を取るため本条例の一部を改正するものでございます。行政手続法及び本条例の規定では、これまで聴聞の通知等を行う際、宛名の所在が判明しない場合には、必要事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を庁舎に設置する掲示板に一定期間掲示し、その期間が経過した後に、この通知が到達したものとみなして、その後の手続を進めることとなっております。今回、行政手続法の改正により一定期間の掲示の際、掲示場での掲示に加え、インターネットを通じてこれを閲覧できる状態に置く措置をとるよう改められたことから、同法と同様の措置をとるため本条例を改めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより引き続き質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第7号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時24分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前9時25分）

続きまして、議案第8号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

引き続き山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第8号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、複雑、多様化する行政課題に的

確に対応するため、専門的な知識経験を有する人材の確保に向けた体制整備を図るとともに、任期を定め採用する職員の処遇を改善することを目的として、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、弁護士や公認会計士等の外部の専門的な知見を市政に活用できるよう高度な専門的知識、経験等を有する職員に適用する新たな給料表を愛媛県の制度に準拠した水準で整備いたします。

また、専門的分野における業務を推進する任期付職員であって、多様な勤務形態をとる任期付短時間勤務職員の給与体系につきまして、給与条例で定める一般職の職員または定年前提任用短時間勤務職員の規程を適用するよう、関連規程の整備を行うものでございます。なお、高度な専門性を有する特定任期付職員に関しましては、現段階で直ちに採用する具体的な予定はございません。将来のニーズに備え、あらかじめ環境を整えておくための改正でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

質疑を行いたいと思います。

○小玉委員

今の説明によると今の顧問弁護士に対しては適用がないということでしょうか。

○山崎総務課長

顧問弁護士に対しては、この適用はございません。

○山下委員

今の説明で現在は特定任期付職員の採用はないということでしたけれども、今までにこういった特定任期付職員さんの採用については、どのようになっていますか、お答えを願いたいと思います。

○山崎総務課長

今までの任用実績でございますが、任期付短時間勤務職員、これが 13 名ほどございます。その中で 1 番多いのが准救急隊の隊員、これ短時間でございますが、これが 13 名となっております。そしてもう 1 名でございますが、大規模災害に備え防災、減災に係る復旧活動、災害発生時の判断補助となる危機管理監が 1 名おられますので、その 14 名と最近ではそうなっている状況でござい

ます。

○二宮委員

専門的という方からすると、年齢とかそういうものは関係がないということではないんでしょうかね。

○山崎総務課長

専門的な知識があるということで、年齢等で制限することは、今のところ考えてはいない状況でございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第 8 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 30 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 33 分）

○山崎総務課長

先ほどの任期付職員についての御質問に対して修正させていただきたいと思います。

特定任期付職員については採用ございません。そして任期付職員、これが先ほど言いました防災、減災に係る判断補助ということで危機管理監ですが、それが 1 名。そして准救急隊員、これが任期付短時間勤務職員ですが、これが 13 名ということになっております。

○山本委員長

ありがとうございました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 33 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 34 分）

続きまして、議案第 9 号と第 10 号は関連がありますので、一括しての審査としたいと思います。

議案第 9 号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第

10 号「西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案につきまして、関連がありますので山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第9号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の国家公務員等の旅費に関する法律が抜本的に見直されたこと、そして、近年の宿泊料金の高騰といった社会情勢の変化に対応することを目的としております。今回の旅費制度では、実際の宿泊費が定額支給額を上回る事例や逆に安価な宿泊先に泊まった場合に差額が生じるといった課題がございました。これらを解消し、旅費支給の適正化を図るため、本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしまして、これまで宿泊を伴う出張の際は定額支給をしておりましたが、今後は、都道府県ごとの実情を勘案した宿泊費基準額を設定し、その範囲内で職員が実際に支払った宿泊費を支給する実費支給へと改めます。また、これまで支給していた日当の構成要素を見直し、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費、朝食代等に充てる費用として、新たに宿泊手当を新設いたします。これらの職員の旅費制度の見直しに合わせて、市の機関等の依頼で出張していただく証人等への実費弁償についても同様に支給額や支給方法の整合性を図るための改正を行う予定としております。

以上よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

2議案について説明がありました。

ここから質疑に入りたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

○山下委員

この宿泊費については、もう本当に今現在、かなりの高額になってることは間違いないと思います。今ここにお示しをいただいている各県の宿泊基準額ですよ。この基準額について、算定基準がもしあるようでしたら、お願い出来たらと思うん

ですけど

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時38分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前9時38分）

○山崎総務課長

宿泊費基準額はどのように決まるのかという御質問でございますが、財務省が民間の実勢データを調査して設定する宿泊費基準額、国家公務員への適用額と同額を本条例で規定しているところでございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

それでは、一括して提案いただきましたけども、採決は議案ごとに行いたいと思います。

お諮りをいたします。

議案第9号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第10号「西予市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」これにつきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、この議案も原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時40分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前9時43分）

それでは続きまして、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分についてを議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について説明させていただきます。

今回の当初予算書に記載の歳入歳出別予算につきましては、別途配付しております令和 8 年度当初予算説明資料にまとめておりますので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。なお、予算を計上している各事業の内容についても、資料に記載をしておりますので、説明は主要なものを抜粋して行わせていただきます。

まず、歳出予算から説明させていただきます。

説明資料の左上にページ番号がありますので、1 ページを御覧ください。なお、各事務事業の該当予算書のページ番号は、資料の備考欄に記載しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち総務課所管分の事務事業につきましては、一般管理費庶務事業（総務）から職員給与費（一般管理費）までの 19 事業となります。

まず、一般管理費庶務事業（総務）の 1081 万 9000 円につきましては、資料に記載の総務課行政係と総務係及び支所地域生活課の庶務的経費を計上しております。

次に行政連絡協議会事業の 4231 万 6000 円は、既定の計算方法に基づく行政連絡委託料と本協議会の代表者会各支部の代表区長会等の報償金を計上しております。

一般管理費庶務事業（人事）の 1324 万 4000 円は、総合賠償補償保険料や安全運転管理者協議会負担金等をはじめとした総務課人事関係の庶務的経費を計上しております。

次に職員採用試験事業の 146 万円は、全国的な公務員離れにて、大卒受験者が減少している中で、受験者確保を目的として、テストセンター方式の導入、公務員試験対策を必要としない試験の実施、広く周知を図るための試験案内パンフレットの作成と合同企業説明会の参加等に必要予算を計上し、今年度も周知活動を強化しております。

職員研修事業の 176 万 6000 円は、愛媛県研修所が実施する各役職別向け職員研修、新規採用職員対象研修、人事評価研修における予算を計上しております。また、さらなる人材育成の職員の意欲向上を図るため、県外の研修についての旅費、

負担金を計上しております。また、職員の要望を取り入れた能力育成研修における予算も計上しております。なお、予算を計上している研修は以上でございますが、専門知識を持った職員が講師となって、他の職員に研修を行う内部研修も実施する予定としております。

続きまして、職員健康管理事業の 958 万 2000 円は、主なものとして市役所職員の健康診断に関する経費と職員のストレスチェック費用となります。また、総務課では職員のメンタルヘルス対策にも力を入れておりまして、総務課に保健師職員を配置して、迅速なフォロー体制を強化している中で、当該予算には職員が内部の職員に相談しにくい場合に備えて、市内及び市外のカウンセリング専門事業者への委託も計上しております。職員の希望に沿った相談窓口体制を整えているところでございます。

一般管理費庶務事業（秘書）の 602 万 1000 円は、市長の出張旅費をはじめとした秘書系の庶務的経費を計上しております。また、令和 8 年度に関しましては、愛媛県副市長会を西予市で開催するための費用を計上しております。

新規事業の働き方改革推進事業では、職員の柔軟な働き方の定着による持続可能な行政運営と組織の生産性向上の両立を目指し、職員の自主研修や資格取得への助成制度に要する費用として 97 万円を計上しております。

会計年度任用職員給与費では、本庁総務課の電話交換と通送便配達業務及び行政処分の不服申立て時に審査を依頼する外部人材審理員、本庁舎の日直職員をそれぞれ事業で計上しております。

次に職員給与費（一般管理費）の 4 億 1642 万 9000 円では、市長、副市長及び本庁総務課、支所地域生活課正職員の給与となります。

次に 2 款 1 項 2 目文書広報費、文書配達事業（郵便）の 177 万 2000 円では、本庁総務課及び各支所の年間郵便料を計上しております。

次に 2 款 1 項 7 目公平委員会費、公平委員会事業の 10 万 3000 円は、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に設置されている公平委員会における必要経費を計上しております。

次に 2 款 1 項 9 目防犯対策費、防犯対策事業の 1490 万 6000 円では、市管理の防犯灯の電気料、

各自治会管理の防犯灯の電気料補助及びLED防犯灯の新規設置、移設の補助金、防犯協会負担金等を計上しております。蛍光灯からLED灯への交換については、令和7年度に補正予算を計上し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施するよう計画しております。なお、自治会管理の防犯灯に対する電気料補助につきましては、現在、市内自治会管理の防犯灯5,730灯の年間電気料に対して60%を補助しており、LED防犯灯への設置交換移設補助金については、これまでの取組により全防犯灯5,730灯のうち約83%の4,781灯がLED化となっており、残り949灯が蛍光灯の状態でございます。

次に2款1項10目交通安全対策費のうち交通安全対策事業の1100万円では、市管理の交通安全灯の電気料及び交通安全施設工事請負費とカーブミラー等の原材料費支給の経費を計上しております。

また、会計年度任用職員給与費（交通安全対策事業）の61万8000円では、市内の交通安全指導員21名分でございますが、報酬を計上しております。

総務課所管分の歳出予算は以上となりますが、ここで一般会計全体の人件費について説明させていただきます。

人件費の説明は、予算書に沿って説明させていただきますので、予算書の190ページ給与費明細書を御覧ください。

まず、特別職の給与につきましては、市長、副市長及び教育長、市議会議員、消防団員等のその他特別職の給与費と共済費を合わせた人件費の合計で2億3446万4000円となっており、前年度との比較では、4822万円の減額となっております。主な要因といたしましては、令和8年度から実施する特別職給与及び議員報酬の削減並びに今年度実施した国勢調査による報酬経費が皆減したことによるものでございます。

続きまして、予算書191ページをお開きください。

一般職の総括として、正規職員と会計年度任用職員を含めた人数と金額を記載しております。令和8年度の職員全体数は、括弧書きの時間勤務職員を含めると957.7人となり、前年度比35.5人の減。人件費総額は53億295万1000円で、前年

度比3283万7000円の増となっております。職員手当の内訳については、下記に記載しておりますので後ほど御覧いただきたいと思います。

予算書の192ページを御覧ください。

先ほどの全体職員数のうち会計年度任用職員以外の職員つまり一般職の正規職員となりますが、令和8年度の正規職員数は、括弧書きの再任用等の短時間勤務職員を含めて520.7人で、前年度から8.5人の減、人件費総額は41億5137万4000円で前年比891万5000円の増となります。職員数は減少している一方、令和7年度人事院勧告の影響により、人件費総額は増額となっております。

予算書193ページをお開きください。

こちらは令和8年度の会計年度任用職員の総数となりますが、括弧書きのパートタイムを含めて437人で、前年度から27人の減、人件費総額は11億5157万7000円で、前年度との比較では2392万2000円の増となります。正規職員と同様に令和7年度人事院勧告の影響により、人件費総額は増額となっております。人件費全体の説明は以上となります。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。先ほどの説明資料に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料の駐車場使用料の940万8000円は、本庁及び各支所の正規職員及び会計年度任用職員が利用します指定駐車場の使用料でございます。

20款諸収入、5項4目雑入、2節総務費雑入の主なものとしては、職員健診個人徴収金として112万7000円、市から派遣する職員が入居する官舎家賃の自己負担金として57万6000円、雇用保険料の被保険者負担分として473万5000円、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員給与費負担金として591万円、避難勧告等に対応する職員人件費等に対する災害対策費用保険保険金として300万円等を計上しております。

以上で当初予算の説明は終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。
質疑はありませんか。

○森川委員

今ほどの駐車場の使用料ですが、大体何台ぐらい置きよるわけですか。

○山崎総務課長

駐車場の利用人数でございますが、全体で正職員が 310 名、会計年度任用職員が 14 名になっております。一月の徴収金でございますが、本庁が 2,000 円、支所等では 1,500 円にしております。

○森川委員

文化会館の駐車場を使いよると思うんですが、あれはまだ買うようには出来んのですか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 1 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 2 分）

○山崎総務課長

先ほどの御質問ですが、所管が財政課となりますのでそちらのほうで、ご質問いただいたと思います。

○二宮委員

行政連絡協議会事業ですけども、先日の代表質問、一般質問の中でも、答弁の中で行政連絡委託料を変えるみたいな話が、あったと思うんですけども、そういうのはこの辺反映されておるんでしょうかね。

○山崎総務課長

その委託料については、今回の予算に入れております。世帯割でございますが、前回は 2,000 円で 8 年度から 1,800 円、自治会加算でございますが、1 万 5000 円から 1 万 2000 円、高齢化率加算が 2 万 9000 円から 2 万 7000 円というふうに変更している状況でございます。

○二宮委員

トータルで幾らぐらいの予算減になるんでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 4 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 4 分）

○山崎総務課長

委託料、昨年との差額について御説明申し上げます。前年度と比べまして、本年度要求でござい

ますが、548 万 1000 円の減額ということにしている状況でございます。

○二宮委員

ちょっと予算とは直接関係ないんですけども、かなり前にちょっと質問した中で、この防犯対策事業なんですけど、今の時代いろんなこう空き家が増えたり、そういう犯罪が増えたり、今までにないようなことから防犯カメラを設置したらというのは、何回か質問をしたことあるんですけど、あんまりするような話にはなかったんですが、例えば集落に 1 か所ぐらい、どっかこういう入口、出口みたいなどころにあると、何かあったときに防犯カメラを追跡して、よくテレビで見よったらそういうので、犯罪って解決しやすいとか、また抑止力にもなったりとかいうのがあるんで、ちょっとそれを 1 回考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、方向性的には行政としては考えにくいんですかね、ちょっとそこそこ質問させてもらったら。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 6 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 9 分）

○山崎総務課長

西予市地区防犯協会が、平成 25 年に犯罪の起きにくいまちづくりを進めて、安心して暮らせるエリア拡充のため、街頭防犯カメラ等の設備に関する基金を設置しております。そこら辺で防犯カメラの設置等考えていただきたいと思いますし、ただ、今現在、行政のほうが積極的に防犯カメラを設置するという考えは、今のところ持っておりませんが、また防犯協会と協議、検討していきたいとは考えております。

○山下委員

職員健康管理事業、これ大変重要な事業だと思います。この中の費用として、先ほど説明がありましたカウンセリング費用とか健康相談費用等も入ってると思いますけれども、現在、西予市の職員さんの中で、こういった精神的な面で体調不良とかで長期休暇をとられてる方っていう人数的なところがもし分かれば、教えていただきたいなと思います。

○山崎総務課長

今現在、体調が悪いというか病気休暇、休職者

という方は4名程度おられます。令和7年度でございますが、復帰した職員、そして経過観察の職員は2名ということで、その2名の方は現場復帰できるのではないかと考えている状況でございます。

○二宮委員

私も同じところなんですけど、職員健診の自己負担というところは、私なんか健康診断するときのいわゆるオプション的なものと考えていいんじゃないかな。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時11分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前10時13分）

○山崎総務課長

健康診断の自己負担額のことについてでございますが、市が実施している健診の自己負担額半額は負担している状況でございます。また、検査項目によりまして、一部負担ということではいろいろなオプションの中で検診が行われているという状況でございます。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時14分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前10時15分）

○二宮委員

公平委員会費の公平委員会事業なんですけれども、今年度のことなんですけども、委員会は何回ぐらい開催をされたのか質問いたします。

○山崎総務課長

公平委員会事務局のほうに回答を求めたいと思います。

○公平委員会事務局 佐藤

今年度につきましては、公平委員会を6回開催しております。

○二宮委員

この予算が10万3000円なんですけど、例えば今年と同じで来年も開催されたら、足りるんじゃないかな予算は。

○公平委員会事務局 佐藤

令和8年度につきましては、定例会の会議が1回、それから愛媛県の公平委員会連合会通常総会への参加費用が1度の2回分しか組んでおりません。今のところ、公平委員会の申出とか審査請求

に関する会議は想定しておりませんので、また、そういうことがありましたら、補正等で対応するという方針でございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

そしたら質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち総務課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時17分）

【選挙管理委員会】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前10時23分）

続きまして、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分についてを議題といたします。

続いて、山崎選挙管理委員会書記長の説明を求めます。

○山崎選挙管理委員会書記長

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分について御説明させていただきます。

選挙管理委員会の歳入歳出別の予算につきましても、先ほど令和8年度当初予算説明資料に基づいて説明させていただきます。

まず、歳出予算ですが、説明資料の2ページを御覧ください。

2款総務費、1項選挙費、1目選挙管理委員会費のうち選挙管理委員会費庶務事業の90万6000円は、選挙管理委員会の委員報酬及び委員会の開催経費、西予市明るい選挙推進協議会への補助金を、職員給与費（選挙管理委員会費）の962万円につきましては、選挙管理委員会書記である選挙係長1名の人件費を計上しております。

次に4目財産区議会議員選挙費、財産区議会議員選挙事業の19万1000円は、令和9年3月

15 日で任期満了を迎える西予市城川町各財産区議会議員選挙の選挙経費を計上しております。

次に 11 目県知事選挙費、県知事選挙事業の 2165 万 2000 円。会計年度任用職員給与費（県知事選挙事業）の 282 万 4000 円は、令和 8 年 11 月 30 日で任期満了を迎える愛媛県知事選挙の選挙経費と短期的に事務補助を行っていただく会計年度任用職員の経費を計上しております。

次に 12 目県議会議員選挙費、県議会議員選挙事業の 516 万 5000 円は、令和 9 年 4 月 29 日で任期満了を迎える愛媛県議会議員選挙の選挙費用のうち啓発や期日前投票所設置等準備にかかる経費及び投票所入場券の発送に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

説明資料 3 ページ、予算書 32 ページを御覧ください。

15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金 4 節選挙費委託金につきましては、県知事選挙費委託金 2443 万 8000 円、県議会議員選挙費委託金 516 万 5000 円、在外選挙人名簿登録委託金として 1,000 円を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で山崎書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち選挙管理委員会所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員につきまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 28 分）

【危機管理課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 38 分）

続きまして、危機管理課の審査を行いたいと思います。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮危機管理課長

それでは、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」の危機管理課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。まず、歳出について御説明いたします。

予算書は 151 ページから 153 ページとなります。151 ページを御覧ください。

危機管理課の所管事業といたしまして、9 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費については、事業概要に記載のとおり会計年度任用職員給与費及び職員給与費を除く 5 事業の予算額は 4911 万 1000 円となっております。令和 7 年度当初予算と比較しますと 1 億 2433 万 6000 円の減額となっております。これは主に防災行政無線・情報システム整備事業における機器更新関連事業が令和 7 年度で完了することによるものです。しかしながら、近年は地震や豪雨災害が全国的に頻発しており、特に南海トラフ巨大地震や台風による大規模災害への備えは喫緊の課題となっております。こうした状況を踏まえ、当課では避難体制の強化、避難所の環境整備、市民への情報提供体制の充実、防災計画との連携強化といった取組を推進するため必要な経費を計上しております。

それでは 5 事業について、事業概要欄に記載の順に説明をさせていただきます。災害対策費庶務事業 121 万 6000 円でございます。各種計画策定に関する会議等の開催経費のほか、課内全体で使用する消耗品、旅費、公用車に係る車両経費など庶務的経費を計上いたしております。

防災行政無線・情報システム整備事業 1260 万 8000 円でございます。防災行政無線と各種機器の維持管理等に関わる費用を計上しております。主な内容といたしまして、防災行政無線津波監視カメラの電気料 324 万円、電信電話料 116 万 5000 円、防災行政無線維持管理委託料 409 万 8000 円、被災者支援連携システム市負担金 42 万

4000 円、県防災通信システム維持管理負担金 57 万 1000 円となっております。近年、全国各地で地震活動が活発化しており、南海トラフ巨大地震発生可能性も引き続き指摘されております。また、沿岸部における津波への警戒がますます重要になっていることから、確実な情報伝達体制の維持と監視機能の安定運用は不可欠でございます。こうした状況を踏まえ、防災行政無線や津波監視カメラの適切な維持管理を行うための予算を計上しております。

防災対策啓発活動事業 1265 万 2000 円でございます。各地域の状況に応じた防災啓発活動が重要であるとの考えのもと、引き続き地域の各種会合に足を運び、啓発を進めるための経費のほか、総合防災マップの作成や防災士の育成に必要な費用を計上いたしております。主な内容といたしましては、愛媛県地震被害想定調査が発表されたことを踏まえ、これに対応するため土砂災害区域や中小河川のハザードマップ更新を含む総合防災マップの作成経費として、総合防災マップ作成委託料 829 万 9000 円、防災士養成講座受講負担金 32 万円、自主防災組織の活動活性化に資する自主防災組織活動育成補助金 200 万円、地震における家具転倒防止などに備えるための家具転倒飛散防止対策費補助金 35 万円、感震ブレーカー設置支援事業補助金 15 万円を計上しております。財源といたしまして、総合防災マップ作成委託料については、国庫補助金である社会資本整備総合交付金 372 万円を充当しております。

152 ページを御覧ください。

防災対策推進事業 2107 万 1000 円でございます。市が実施する訓練に使用する消耗品の購入にかかる費用、災害用備蓄物資の更新に要する費用、トイレカーの維持管理費用、そして避難所対応給水栓の整備に対する費用を計上しております。主な内容といたしましては、伊方原子力発電所で事故等が発生した場合に備え、避難所運営や屋内退避に必要となる災害用備蓄物資の更新に要する費用として、消耗品費 1997 万円を計上いたしております。また、指定避難所である宇和高校において、災害時の初動対応を強化するため避難所対応給水栓を配備する費用として、備品購入費 72 万 9000 円を計上いたしております。これらの経費は、南海トラフ巨大地震や原子力災害を含む複合

災害を想定し、避難所運営の実効性を高めるために必要なものであり、地域の安全確保に向けて着実に取り組むための予算となっております。財源といたしまして、伊方原発災害用備蓄物資に要する費用につきましては、1997 万円の全額を国庫補助金に充当しております。

事前復興推進事業 156 万 4000 円でございます。主な事業につきましては、事前復興計画の全国モデルとなる計画フォローアップ体制の確立と防災及び事前復興の学びを継続し、さらに深めていく取組に重点を置いて進めてまいります。まず、計画フォローアップ体制の確立では、国における策定率が僅か 2 %にとどまる事前復興まちづくり計画において、本市が先行的にフォローアップ体制を構築し、計画の実効性向上を図ってまいります。具体的には、三瓶東地区において、住民と行政が参加する検討会議を設置し、平時に実施できる取組の整理や進捗をどのように確認していくかといった方法の確立を進めるため、都市基盤データの活用支援や東日本大震災の復興経験の提供など、行政内部だけでは対応が難しい専門的な部分について、民間コンサルタントへ委託するための支援業務委託料として 99 万円を計上いたしております。防災事前復興学習では、愛媛大学との連携事業である事前復興チャレンジプロジェクトバーチャル三瓶と事前復興実践学習を統合し、小中学校を通じた切れ目のない実践的な事前復興学習を進めてまいります。愛媛大学の教授、学生を学習をサポートする専門家として配置し、十分な指導体制を構築するとともに、実践学習で基礎を学んだ児童生徒のうち希望者による小中高生の活動体を組織し、長期休業期間を活用して、探究的な活動を行います。また、これまでの教材を活用しつつ、自主防災組織や企業等と連携したフィールド活動を実施し、多様な視点から事前復興を学ぶ環境を整えてまいります。これらに必要な経費として、講師謝金 49 万 8000 円を計上いたしております。

続きまして、主な歳入について御説明いたします。

予算書は 26 ページになります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目消防費国庫補助金、1 節消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金 372 万円でございます。これは、土砂災害区域や中小河川のハザードマップ更新を含

む総合防災マップ作成経費のうち土砂、河川に関わる部分のみに対して適用され、2分の1の補助となっております。

次に予算書29ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費県補助金、原子力災害対策事業費県補助金2010万2000円でございます。内訳といたしましては、福祉事務所福祉課が所管する避難行動要支援システムにおける原子力災害部分のシステム利用料として13万2000円、伊方原子力発電所で事故等が発生した場合に備え、避難所運営や屋内退避に必要な災害用備蓄物資を更新するため孤立想定地域の指定避難所の備蓄物資整備として1099万7000円を計上しており、合計2010万2000円でございます。これらはいずれも10分の10の全額補助でございます。なお、避難行動要支援システムにつきましては、総合型GISシステムの中に組み込まれているため歳出につきましては、総合型GISを所管するデジタル推進課で計上いたしております。

以上、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」危機管理課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○宇都宮委員

予算のことじゃないんですが防災行政無線の在り方、使い方ですが、例えば放送で自動音声みたいなしゃべり方のときが結構あって、例えば身近なところやったら火事。この間も火事があったわけですが、やはり地元の人が、何やらちょっと分からなかったと。最初サイレンはなるんかと思うんですがやっぱりそのしゃべり方、それから火事ならまだあれなんですけど例えば、この間、野村であった大雨の災害とか、あってならんことですが津波の場合、これを本当に機器を使えるような放送の仕方、そんなマニュアルはあるのかと、今テレビ局なんかではかなり津波のときには、繰り返し本当に危機感を伝えるようなしゃべり方するんですが、これが自動音声みたいな落ちついたしゃべりじゃもう全く伝わらんので、そこら辺の意思統

一というか、方針は決まってるのか、これ本当は大事なことで、例えば何回か繰り返してやるルールはあるのか。そういうところをちょっと確認したいんですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時53分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前10時54分）

○宇都宮危機管理課長

災害が起こりそうなとき、また警報とか注意報が出たときなどは、マニュアルを作成しております。それでマニュアルについて、緊急を用いる場合は、肉声で放送するようにいたしておりますので、危機感を持って皆さんにお伝えしたらというふうに考えております。また、令和7年度一斉情報配信システムというものを整備させていただきましたので、今後、スピーキャンライデンというシステムから、一斉に情報発信ができるようになりますので、防災行政無線とかLINEとかフェイスブック、市が行っております配信システムにワンオペですぐに発信できるようになりましたので、皆様に迅速に情報が伝えられるようになると考えております。

○山下委員

先ほど宇都宮課長からの説明の中で防災対策推進事業の中で、伊方原発の費用が計上されてたと思うんですけども、蔵貫小学校のところにも、原子力のこの費用の一環だと思うんですけど、倉庫が設置されてます。設置箇所っていうのは、現在、西予市の中で何カ所設置されたのかっていうのと、トイレカーの維持管理費っていうのもここ入ってるということなので、実際にトイレカーの導入後、実際のトイレカーの使用状況とか、これ危機管理課に質問したらいいのか、消防のほうにしたらいいのか、ちょっと迷ったんですけど、その辺りもし分かるようでしたら、説明をお願い出来たらと思います。

○宇都宮危機管理課長

まず、伊方原発の備蓄用のことなんですけど、備蓄倉庫、今年度22カ所設置させていただいております。対象地域の人口の25%に当たる方の4日分の3食ということで、水、トイレ等をその倉庫に配備するようにしております。次にトイレカーなんですけど、令和7年度のトイレカーの

実績をちょっと御説明させていただいたと思います。令和7年度は、防災啓発イベントに4回、消防新庁舎内覧会で1回、また、地域や学校での訓練支援で6回、地域活動への資機材貸出1件、災害対応としましては、人命捜索に2日間、協力するとともに、防災士講習会など研修行事等で2回出向いております。

○二宮委員

防災対策啓発及び推進の中で、今年度、小学校に大学と連携したような事業という説明だったと思うんですけども、それが例えば、今年度何校を予定されているのかということと、今年度実際に今回の事業とは別に、防災対策の出前事業みたいなことをされたような実績はあるのかどうか、ちょっと2点お伺いしたいなと思います。小中学校にもしあれば。

○宇都宮危機管理課長

防災教育につきましては、三瓶小学校、三瓶中学校で実施しております。令和7年度につきましては、中川小学校へ出向いて防災教育を1回実施しております。

○二宮委員

補助金の中の家具転倒防止対策費補助金 35 万円及び感震ブレーカー設置支援事業補助金 15 万円、それぞれ何件を予定しているのかちょっと教えてください。

○宇都宮危機管理課長

補助が 1 万円で計算しておりますので、35 回と 15 件というふうに考えておりますが、大体 1 件がそこまでいかないの、もう少し件数は、支出できるんじゃないかというふうに考えております。

○山下委員

事前復興推進事業についてですけども、今現在、南地区のほうで、去年と今年2年にわたって7回ほど、もう今回今週の13日が1番最終日になりますけれども、危機管理課あるいは愛媛大学の協力を得て地域住民の方とワークショップを開きながら、事前復興の防災の現実起こりうる災害に対しての勉強会やってるんですけども、この2年間私も入ってするのに非常に役に立ちますので、これは西予市の全地域に、そういったワークショップ的なところを開催していただければ、防災に向いての住民の意識の向上が図れるんじゃないか

など本当に思ってます。ワークショップの流れも、非常に有効に地域の方々がそこに入って、熱心に討議ができる体制をつくっていただけていますので、この流れは今後とも活かしていただきたいなと思いますので、これは答弁は要りませんので、私の感想として、それとお礼を兼ねて危機管理課の皆様にお礼を言いたくて発言をさせていただきました。

○山本委員長

答弁は構わないということですので、受け取っていただけたらと思います。

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしたようですので、質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第 31 号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち危機管理課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時2分）

【税務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前11時3分）

続きまして、税務課の審査を行いたいと思います。

議案第 31 号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分についてを議題といたします。

古川課長の説明を求めます。

○古川税務課長

それでは、議案第 31 号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分について御説明させていただきます。

まず歳入について御説明いたします。

予算書の12ページから13ページを御覧ください。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人につきまして、対前年度 8133 万 9000 円増の 12 億 8584 万

7000 円を計上しております。増減の主な理由としましては、現年課税分において人口減少を考慮するものの、所得の上昇と経済の緩やかな持ち直し等の影響により、増収の見込みとしております。

続いて、2 目法人につきましては、法人数は微増しておりますが、過去の実績等も参考の上、対前年度 266 万 5000 円増の 1 億 4675 万 4000 円を計上しております。

2 項固定資産税、1 目固定資産税につきましては、対前年度 3849 万 7000 円増の 15 億 9564 万 3000 円を計上しております。増減の主な理由としましては、下落修正等の影響あるものの、過去の決算及び今年度の決算見込みを考慮し、増収と見込んでおります。

続いて、2 目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金につきましては、主に国土交通省の固定資産に対する減価償却の影響によりまして、対前年度 26 万 5000 円減の 1220 万 4000 円を計上しております。

次に 3 項軽自動車税、1 目軽自動車税につきましては、対前年度 187 万 6000 円減の 1 億 6338 万 円を計上しております。近年の登録台数が減少傾向であることを見込んでおります。

続いて 13 ページ、2 目環境性能割でございますが、令和 8 年度から環境性能割の制度が廃止されることなどから、対前年度 681 万 8000 円減の 171 万 4000 円を計上しております。

次に 4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税につきましては、直近の納付実績を踏まえまして対前年度 1383 万 4000 円減の 1 億 9580 万 5000 円を計上しております。

次に 5 項鉱産税、1 目鉱産税につきましては、直近の納付実績を踏まえまして、前年とほぼ同額の 7,000 円を計上しております。

以上、市税総予算額 34 億 135 万 4000 円、前年比 9970 万 7000 円の増でございます。

続きまして、予算書 23 ページをお開きください。

13 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、2 節徴税手数料でございますが、前年度の実績を踏まえまして、対前年度 5,000 円増の 287 万円を計上しております。

次に予算書 32 ページをお開きください。

15 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、

2 節徴税費委託金の県民税徴収事務費委託金につきましては、対前年度 106 万 2000 円増の 4895 万 4000 円を計上しております。増減の主な理由としましては、個人市民税とあわせて徴収しております県民税の取扱い費となりますので、市民税同様緩やかな増収の影響を踏まえた見込額としております。

次に予算書 37 ページをお開きください。

20 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金でございますが、前年の実績をもとに算出しまして、対前年度 25 万 7000 円減の 188 万 3000 円を計上いたしております。

次に予算書 39 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目滞納処分費でございますが、滞納処分に係る経費として、対前年度 6 万 2000 円増の 49 万 7000 円を計上しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続いて、歳出について御説明させていただきます。

予算書は 61 ページから 63 ページとなります。

まず、61 ページから 2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費として 1 億 3710 万 9000 円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます税務総務費庶務事業、会計年度任用職員給与費（税務総務費庶務事業）及び職員給与費（税務総務費）となっております。

税務総務費庶務事業の 134 万 3000 円につきましては、税務課内全般の運営に係る消耗品費、郵券料、コピー使用料等の庶務経費や公用車の管理に係る経費などを計上するものでございます。

また、会計年度任用職員給与費（税務総務費庶務事業）265 万 2000 円につきましては、確定申告時の事務補助に係る人件費を計上するものでございます。なお、正規職員に係る職員給与費（税務総務費）につきましては、総務課所管のため説明を省略させていただきます。

次に予算書 62 ページをお開きください。

2 目賦課徴収費として、3828 万円を計上するものでございます。その内訳は、事業概要欄にございます管理収納事業、市税過誤納還付金運営事業、債権整理事業、市民税賦課事業、軽自動車税賦課事業、固定資産税賦課事業となっております。そのうち市民税賦課事業、軽自動車税賦課事業、固

定資産税賦課事業につきましては、市県民税、法人市民税、軽自動車税及び固定資産税の賦課徴収にかかるシステムデータの更新や各種負担金のほか、印刷製本や通信運搬費の経費を計上するもので、前年度より 2614 万 4000 円減額の 1874 万 6000 円を計上いたしております。減額の主な理由としましては、前年度計上しておりました次期令和 9 年度評価替えに係る鑑定委託料の減額が挙げられます。

続きまして、管理収納事業につきましては、前年比 113 万 1000 円減の 881 万 1000 円を計上いたしております。こちらは納税相談、文書催告等を実施するとともに、納税意識の低い滞納者に対して、預貯金、給与、生命保険等の債権を中心に差押えなどの滞納処分を行うため、市税の収納管理に係る経費を計上いたしております。そのほか徴収困難な長期滞納者や高額滞納者につきましては、愛媛地方税滞納整理機構へ移管しまして、滞納額の縮減にも努めているところでございます。なお減額の主な要因としましては、来年度から実施予定であります口座振替済通知書の廃止に伴う、通信運搬費の減額の影響と考えておるところです。

続いて、市税過誤納還付金運営事業につきましては、前年比 4 万 7000 円減の 1012 万 5000 円を計上しております。こちらは市税を重複納付された場合や確定申告等により、税額更正があった場合のほか、法人の予定納税の税額更正等があった場合、還付処理に係る経費を計上するものであります。

次に債権整理事業につきましては、前年比 5 万 2000 円増の 59 万 8000 円を計上しております。こちらは債権整理室が債権所管課からの移管債権を回収するためにかかる経費のほか、滞納整理に関する職員研修等に要する経費を計上するものでございます。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

古川課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑がございましたらお願いします。

○二宮委員

12 ページの歳入の部分の市税の個人と固定資

産税、軽自動車税のところの滞納繰越分をそれぞれ書いてあるんですけども、その金額というのは大体ここ例年の実績と比べて、多いのか少ないのか、変化的にはどんな感じなんでしょうか。

○古川税務課長

滞納繰越分の計上につきましては、前年度と大きく変わらない計上としておるところでございます。具体的に申し上げますと、市民税に関しまして滞納繰越分 670 万 2000 円組んでおりますが、前年度は 810 万円組んでおりますので、ちょっと若干減らしておるところなんですけど、これにつきましては前年度の収納率とかそういったことを勘案して計算をしておるところでございます。

○二宮委員

今空き家が最近かなり多くて、結構取り壊して更地にされる人多いんですけども、そういう場合、固定資産税率が変わると思うんですが、そういうの税務課にどういったところから通知が来て分かるんですかね。建物取壊して更地にしたときに、固定資産税率変わりますよね。その通知はどっから行くのかなと。どういう時期に。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 16 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 18 分）

○古川税務課長

先ほどの御質問に対しては、滅失届等税務課に提出させていただいたものにつきましては対応しておるわけなんですけど、実際に市内にありますそういった壊されてるような家屋とかにつきましては、全て把握出来ていないところもありますので、今後の検討課題とさせていただけたらと思います。

○山下委員

法人市民税の件なんですけれども、前回の第 4 回定例会の折で、この委員会の中でこれが出たと思うんですけど、実際に増額になる方向性ってのは、令和 9 年度からの予算になる考えでよろしいでしょうか。もう一つ、環境性能交付金これも国のやつで、はっきり分からないかも分かりませんが、4 月で廃止になってゼロになると、このゼロの補いに地方特例交付金が入ってくるっていう認識でよろしいんでしょうか。これ調べてみたら 2 年間の猶予があってということになってます

ので、それ以降、もし方向性として分かっているようでしたら、教えていただけたらと思いますので、2点よろしく願いをいたします。

○古川税務課長

法人市民税につきましては、委員おっしゃいましたように、反映されるのが令和9年度からになります。理由といたしましては、改正日が令和8年4月1日になりますので、4月1日を超えての決算期での申告になりますので、影響は令和9年度からの税収になると考えております。それから、環境性能割の廃止に伴う財政措置といったところなんですけど、おっしゃいましたように、数年間は地方特例交付金等の対応があるというふうに私ども把握しておるわけなんですけど、その後の対応につきましては、まだこちらにも情報が来てない状況ですので、何らかの財政措置をいただきたいというふうに思っておるところです。

○森川委員

13ページの市税の鉱産税は、どっから入るんですか。

○古川税務課長

具体的な企業名は申し上げられないんですけど1社から入っております。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち税務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時22分）

【財政課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午前11時26分）

続きまして、財政課の審査を行います。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分につきまして、議題とい

たします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」につきまして、まずは全体概要を説明いたします。

歳入歳出予算は、それぞれ283億円で令和7年度291億4000万円と比較し8億4000万円2.9%の減となっております。

それぞれでは歳入の概要について款別に御説明いたします。配付いたしております総務常任委員会資料1ページ、歳入款別説明資料を御覧ください。

予算書は10ページ、当初予算説明資料は8ページとなります。

まず、1款市税は、社会的な賃金上昇の影響により、個人市民税の増、償却資産の未申告者への申告勧奨による固定資産税の増等により9970万7000円の増、7款地方消費税交付金は、消費税の伸びに伴い、愛媛県の予算要求額に応じて9066万7000円の増、10款地方交付税は、普通交付税において、臨時財政対策債償還基金費の創設及び公債費の伸びにより2億円の増。2ページに移りまして、14款国庫支出金は、都市計画費国庫補助金、農業用施設災害復旧費国庫負担金の減等により5億9119万3000円の減、17款寄附金は、ふるさと納税に伴う地域振興費寄附金の増等により2億75万6000円の増、18款繰入金は、財政調整基金の減、地域振興基金の減により6億3912万6000円の減、21款市債は、起債事業の管理に伴いまして4億3450万円の減となっております。

続いて、歳出の概要について、款別に御説明いたします。

配付資料の3ページ、歳出款別説明資料を御覧ください。予算書は11ページ、当初予算説明資料は9ページとなります。

まず、増額の大きい主なものといたしまして、3款民生費では、障害者総合支援給付事業の増、教育・保育給付費支給事業等の増により9886万9000円の増。4ページに移りまして、10款教育費では、宇和文化会館管理運営事業、せいよ中学校給食センター運営事業等の増により1億8030万2000円の増、12款公債費では、償還元金、

利子の増により 1 億 9260 万 9000 円の増。5 ページに移りまして、13 款諸支出金では、ふるさと応援基金事業、減債基金事業の増により 3 億 8262 万 1000 円の増であります。

次に減額の主なものといたしましては、3 ページに戻りまして、2 款総務費、にきぶ地区地域づくり活動センター整備事業等の減により 5 億 1572 万 5000 円の減、4 款衛生費、病院事業会計繰出事業の減等により 1 億 4839 万 5000 円の減、6 款農林水産業費は、長早漁港海岸高潮対策事業、中山間地域等直接支払制度事業等の減により 1 億 5126 万 2000 円の減。4 ページに移りまして、8 款土木費、地域住宅交付金事業、野村地区都市再生整備計画事業等の減により 6 億 1829 万 1000 円の減、11 款災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業（過年度）等の減によりまして 2 億 2329 万 3000 円の減でございます。

それでは、予算書に沿って財政課所管分の主なものについて、歳入予算から説明いたします。

配付資料の 6 ページ、歳入の科目別内訳表を御覧ください。資料の左端に予算書のページ数を記載しておりますので、予算書についてもあわせて御覧ください。

財政課の歳入予算科目 2 款地方譲与税から 11 款交通安全対策特別交付金までの予算額につきましては、国が公表、通知をしております令和 8 年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等について、令和 8 年度地方税及び地方譲与税収入見込額等を基本としつつ、当市の過去の収入実績により調整を行い、計上いたしております。

主な予算科目について説明いたします。

予算書は 13 ページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 4719 万 8000 円ですが、ガソリン税などに係る暫定税率が廃止となったことで、譲与税としての歳入計上額が減少するため対前年度 16%、899 万 5000 円の減としております。

予算書は 14 ページとなります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 1 億 8908 万円ですが、対前年度 3.5%、642 万 6000 円の増としております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 1701 万 8000 円ですが、対前年度 164.7%、1058 万 8000 円の増としております。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 4031 万 2000 円ですが、対前年度 119.6%、2195 万 7000 円の増としております。

予算書は 15 ページになります。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 2371 万 2000 円ですが、対前年度 24.3%、463 万 5000 円の増としております。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 8391 万 4000 円ですが、同交付金は県税であります法人事業税の一部を市町に対して、従業者数で按分して交付するものでございます。対前年度 10%、762 万 9000 円の増としておりますが、増額の理由といたしましては、試算の基礎となります愛媛県の予算要求額が前年度比で増額となったことによるものであります。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 10 億 503 万 9000 円ですが、愛媛県の予算要求額を基本としまして、一般財源分と社会保障財源分とに区別して試算をしております。消費税 10%のうち 2.2%が地方消費税となりまして、そのうち一般財源分は 1.0%、国勢調査人口と経済センサス基礎調査の従業者数により配分されます。社会保障財源分は 1.2%で、国勢調査人口により配分されます。対前年度 9.9%、9066 万 7000 円の増としております。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金ですが、令和 8 年 3 月 31 日をもって自動車税環境性能割が廃止されるため皆減としております。

予算書は 16 ページになります。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金 6257 万 3000 円ですが、国の制度変更等により、地方負担の増や減収が生じたときに交付されるもので、対前年度 247.6%、4457 万 3000 円の増としております。増額の理由としましては、ガソリン税の暫定税率廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収及び環境性能割廃止に伴う環境性能割交付金の減収分等について、地方特例交付金により全額が補填されるものでございます。

続いて、10 款 1 項 1 目地方交付税 126 億円でございます。普通交付税につきましては、対前年度 1.8%、2 億円増の 113 億円を計上しております。増額の理由としましては、公債費の増加に対する措置分が増えたことに加え、臨時財政対策債償還基金費の創設に伴い、将来の公債費償還措置

分を前倒しで交付された 1.8 億円が含まれているためでございます。この前倒し分につきましては、将来の償還に備えまして、減債基金への積立てを予定しております。

続いて、特別交付税につきましては、令和 8 年度の特種財政事情の経費が、当初予算計上時点では適切に試算出来ないため当初予算では近年の実績を踏まえまして、前年度同額の 13 億円を計上いたしております。

続いて、11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 349 万円ではありますが、対前年度 6.2%、23 万 1000 円の減としております。

予算書は 18 ページになります。

13 款 1 項 1 目総務使用料、1 節総務管理使用料 1198 万 4000 円ではありますが、財政課所管分として、市有施設を太陽光発電設備事業者に貸付けしております使用料 111 万 3000 円と庁舎の使用料 8,000 円を計上いたしております。

予算書は 27 ページになります。

14 款 2 項 8 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費国庫補助金 1 億 1177 万円のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億 810 万 2000 円ではありますが、令和 7 年 11 月の閣議決定による強い経済を実現する総合経済対策に基づき、国の補正予算により措置されたものの一部でございます。本交付金につきましては、本市独自の経済対策第 3 弾として、8 年度当初予算で実施する水道基本料金の 4 月からの減免に伴い、必要となる水道事業会計及び簡易水道事業会計の繰出金の財源として充当するものであります。あわせて、小学校給食費の抜本的な負担軽減に向けた取組の財源として、各給食センターで行う事業に充当することとしております。

予算書 28 ページになります。

15 款 1 項 1 目総務費県負担金、1 節総務管理費県負担金 235 万 1000 円のうち権限移譲事務等市町交付金として、財政課所管分 195 万 6000 円ではありますが、過去 5 年間の伸び率の平均から対前年度 0.8%、1 万 6000 円の減を見込んでおります。

続いて、配付資料は 6 ページから 7 ページになります。予算書は 33 ページになります。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地土地建物貸付収入 3645 万 7000 円ではありますが、財政課所管分の市有地貸付におきましては、賃貸借契約

97 件のほか電柱等敷地料、定期借地貸付により貸付料 2050 万 1000 円、建物貸付におきましては、賃貸借契約 19 件で貸付料 796 万 3000 円を計上いたしております。

続きまして、2 目利子及び配当金、1 節利子 2324 万 3000 円のうち財政課所管分として、今後見込まれる各基金に係る定期預金及び普通預金の利子を計上いたしております。財政調整基金利子 535 万 4000 円、減債基金利子 247 万 4000 円などでございます。

予算書は 34 ページになります。

2 節配当金 3,000 円ではありますが、株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しで計上いたしております。

続いて、2 項 1 目不動産売払収入 1800 万円ではありますが、法定外公共物等の土地売払収入、分譲土地売払収入及び遊休資産の売払収入として計上いたしております。

予算書は 35 ページになります。

17 款 1 項 1 目一般寄附金ではありますが、頭出しとして 1,000 円を計上いたしております。

続いて、18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3 億 700 万円ではありますが、一般会計の財源不足額の収支補填として繰入れるもので、対前年度 4 億 9633 万 6000 円の減としております。

続いて、10 目減債基金繰入金 5 億円ではありますが、借入金である市債の返済に充当するもので、公債費の増加に伴いまして、対前年度 1 億円の増としております。

続いて、18 目地域振興基金繰入金 2 億 4829 万 2000 円のうち財政課所管分 1 億 4182 万 1000 円ではありますが、一般会計から病院事業会計への繰出金のうち現給保障分の財源に充当するもので、対前年度 1 億 4726 万 5000 円の減としております。

予算書は 36 ページになります。

34 目公共施設整備基金繰入金 3860 万円ではありますが、各課の事業であります宇和光浄苑の火葬炉設備修繕工事、野村浄香苑の火葬炉設備修繕工事、みかめ海の駅搾汁施設ボイラー修繕負担金、大野ヶ原堆肥舎屋根修繕工事負担金に充当しております。

予算書は 37 ページになります。

19 款 1 項 1 目繰越金 3 億 90 万円のうち財政課

所管分 3 億円ではありますが、令和 7 年度の繰越金見込額を前年度同額で計上いたしております。

予算書は 40 ページになります。

20 款 5 項 3 目市町振興協会収入、2 節市町振興協会交付金 804 万 1000 円ではありますが、新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじの収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息を財源として交付されるもので、過去 5 年間の実績数値の平均から前年度比 0.4%、3 万 3000 円の減としております。4 節市町振興協会基金交付金 891 万 8000 円ではありますが、サマージャンボ宝くじ収益金において、同協会が愛媛県からの交付金を積立基金から本市へ交付するもので、過去 5 年間の実績数値の平均から前年度比 0.7%、6 万 3000 円の減としております。

続いて、4 目雑入、2 節総務費雑入、1 億 9719 万円のうち財政課所管分は 1251 万 1000 円です。内訳としましては、貸付建物等に係る電気料 527 万 9000 円、水道料 16 万 6000 円、CATV サブセンター電気等使用料 206 万 9000 円、屋内掲示物広告掲載料 13 万 2000 円等となります。

次に歳出について説明いたします。

配付資料は 9 ページ、事務事業別の事業費財源内訳表を御覧ください。

予算書のほうは 51 ページから 52 ページになります。

2 款 1 項 3 目財政管理費 6817 万 9000 円ですが、まず、財政管理費庶務事業 516 万 9000 円となりますが、消耗品費、印刷製本費、コピー使用料などの事務経費のほか公会計財務書類作成に係る経費を計上いたしております。

続きまして、職員給与費（財政管理費）6301 万円ですが、財政課職員財政係に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

予算書は 53 ページから 54 ページになります。

5 目財産管理費 2 億 5834 万 3000 円のうち財政課所管分といたしまして、庁舎維持管理事業 6373 万 6000 円ですが、本庁及び各支所庁舎の維持管理において、光熱水費や修繕料をはじめ電気保安、商工費、空調機器など、施設設備点検業務委託経費などを計上し、対前年度 6.7%、455 万 3000 円の減額となっております。減額の

要因としましては修繕費の減額が挙げられます。

続いて、公用車維持管理事業 2023 万 7000 円ですが、財政課及び各支所、地域生活課が管理する公用車の維持管理経費として、燃料費、車検経費、市有バス運行業務委託料などを計上し、対前年度 8.5%、158 万 5000 円の増額となっております。増額の主な理由としましては、市バス運行業務の見直しに伴う基本単価の増でございます。

続いて、市有財産維持管理事業 2454 万 1000 円ですが、土地や本庁舎及び各支所庁舎以外の建物などの維持管理経費を計上し、対前年度 0.3%、7 万 3000 円の減額となっております。PCB 廃棄物収集運搬処分業務 795 万 7000 円の減額に加え、修繕費を減額した一方、公共施設照明 LED 化に係る ESCO 事業の開始に伴う委託料 625 万 3000 円、また、三瓶支所跡地の貸付の計画に伴い、当該跡地に所在する倉庫等の解体負担金 304 万 3000 円を新たに計上いたしております。

続いて、配付資料は 10 ページになります。

予算書は引き続き 53 ページとなります。

損害災害共済事業 1786 万 5000 円ですが、公用車の任意保険事業及び市有建物等の損害保険事業に関するもので、現加入状況から計上しております。なお、建物保険料の積算に係る再調達価格の上昇等により増額となります。

続いて、消防設備維持管理事業 264 万 4000 円ですが、市有施設を対象に消防設備保守点検等で不備を指摘された箇所の修繕に要する経費を計上するものであります。対前年度 10%、29 万 5000 円の減額となっております。減額の主な理由は、更新する消火器の減少による備品購入費、手数料の減額であります。

続いて、公共施設等総合管理事業 125 万 7000 円ですが、公共施設等の総合管理に係る経費を計上し、対前年度 292.8%、93 万 7000 円の増額となっております。増額の主な理由は、令和 9 年 12 月に公表予定の個別施設計画の策定に伴い、更新支援業務の経費を追加したことによる増額となります。

続いて、契約管理事業 189 万 6000 円ですが、入札契約に係る経費を計上しております。対前年度 26%、66 万 7000 円の減額となっております。減額の主な理由は、電子入札件数等の減少に伴う負担金の減額であります。なお、現在、電

子契約システム導入に向けて準備を進めているところでございます。

続いて、住宅土地活用事業 1450 万 3000 円ですが、土地開発公社から市に帰属した分譲住宅地を活用し、定期借地権を設定する土地を拡大して貸付を行うとともに、住宅取得時の補助金のほか子育て応援金を支給する経費等を計上するものであります。対前年度 0.5%、7 万 3000 円の減額となっております。

続いて、会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）3051 万 8000 円ですが、本庁及び支所庁舎の庁舎清掃等の業務に従事する会計年度任用職員に要する経費を計上するものであります。対前年度比 23.3%、576 万 1000 円の増額としております。増額の要因としましては、本庁において障害者任用枠を 1 名増員することによるものでございます。

予算書 54 ページになります。

続いて、会計年度任用職員給与費（庁舎宿直・夜直事業）1935 万 3000 円ですが、本庁の宿直業務に要する経費を計上するものであります。前年度比 15.9%、365 万 8000 円の減額となっております。減額の主な理由でございますが、支所において、夜間の鍵の受渡し、電話対応を行ってございました夜直業務を令和 8 年度より廃止することによるものでございます。

続いて、配付資料は 11 ページ、予算書は引き続き 54 ページになります。

職員給与費（財産管理費）6179 万 3000 円ですが、財政課職員管財係、契約管理係に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

続いて、企業会計への繰出事業でございます。

野村介護老人保健施設事業つくし苑及び病院事業の 3 施設は、令和 7 年度から指定管理者制度へ移行しておりますが、これらの事業を所管する市の企業会計は引き続き存続しておりまして、今回の繰出金は企業会計に対するものでございます。それぞれの事業内容につきましては、所管する厚生常任委員会において御審議いただくこととなりますので、ここでは予算額と前年度との比較についてのみ説明させていただきます。

予算書は 78 ページになります。

3 款 1 項 3 目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業 8768 万 4000 円ですが、

企業債元利償還金について、繰り出すものでございます。

予算書は 105 ページになります。

4 款 3 項 1 目病院費 9 億 6916 万円ですが、西予市民病院及び野村診療所に対し、指定管理料である政策的医療交付金、現給保障分、事業会計を管理する一般事務職員に対する人件費、企業債元利償還金などについて、繰り出すものでございます。

予算書 186 ページから 187 ページとなります。

12 款 1 項 1 目元金 42 億 1095 万 3000 円のうち財政課所管分 42 億 564 万 8000 円ですが、令和 8 年度償還予定の元金分を計上いたしております。

続いて、2 目利子 2 億 637 万 9000 円のうち財政課所管分 2 億 605 万 3000 円ですが、令和 8 年度償還予定の利子分を計上いたしております。

公債費と関連します地方債現在高の状況であります。予算書最終ページ 203 ページをお開き願います。

地方債の区分ごとに、令和 6 年度末現在高、令和 7 年度末現在高見込額、令和 8 年度中の増減見込額、令和 8 年度末現在の見込額となっております。最下段の合計欄を御覧ください。令和 6 年度末現在高は 379 億 2915 万円、令和 7 年度末現在高見込額は 359 億 6620 万 7000 円、令和 8 年度末現在高見込額は 330 億 6294 万 6000 円であります。財政危機脱却プランの中でも、ピーク時に 400 億円を超えていた地方債の残高について、起債管理のマネジメントを徹底する中で、3 年間で 100 億円引き下げる取組を進めておりまして、現在、順調に縮減のほうが進んでいる状況でございます。

続いて、配付資料は 11 ページから 12 ページになります。

予算書は 187 ページから 188 ページでございます。

13 款 2 項 1 目基金費 12 億 5787 万 5000 円のうち財政課所管の財政調整基金をはじめ合計 5 基金の預金利子を積み立てるものであります。また、減債基金 1 億 8247 万 4000 円ですが、歳入の普通交付税で御説明申し上げましたとおり、普通交付税には臨時財政対策債償還基金として、前倒しで交付される 1 億 8000 万円が含まれてお

ります。この 1 億 8000 万円については、国の求めに応じまして、将来の償還財源として減債基金へ積み立てを行うものでございます。

最後になります、予算書は 189 ページになります。

14 款予備費は、近年の実績、緊急時の支出を勘案して、500 万円減の 3000 万円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

沖野課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

内容はたくさんありましたが、質疑はございますでしょうか。

○二宮委員

予算書 53 ページの住宅土地活用事業の 1450 万 3000 円、定期借地権という説明だったんですけども、何区画になるのでしょうか。

○沖野財政課長

今回の予算措置してる金額ということでよろしいでしょうか。今回の予算措置につきましては、何種類か補助金のほうございまして、今回は住宅取得応援金ということで、利子補給分 4 区画と住宅取得の応援金もこれも同じで 4 区画を計上いたしております。あと子育て応援金につきましては、これも子ども 2 名を想定しまして、これも 4 世帯分計上いたしております。あともう一つ、移転支援金というのがございまして、こちらのほうは全部で 3 区画を計上いたしております。

○山下委員

現在の公債費比率と将来の公債費比率が分かれば、利率を教えてくださいなと思いますけど。

○沖野財政課長

実質公債費比率ということでよろしいですか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 59 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 00 分）

○沖野財政課長

現在の実質公債比率ですが 12.9%ということになっております。将来どうなるかということですが、先ほど説明いたしましたとおり地

方債残高を 100 億円落とすという計画でございますので、これも実質公債費比率につきましても、それに歩調を合わせて下がっていく見込みということを想定しております。

○山下委員

現在の基金の総額になるんですけど、この資料からいただいた 12 ページの事業費の 1 番下の令和 8 年の 60 億 2131 万 9000 円、これが全てではないかなと思ってるんですけど、この数字の表す上の全部足していったらこの数字になるわけでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 1 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 3 分）

○沖野財政課長

今ほどの基金残高という御質問でございますが、8 年度当初予算後の数字ということになります、財政調整基金が 10 億 1985 万 6000 円、減債基金が 5 億 6008 万 2000 円、特定目的基金が 58 億 2867 万 7000 円となりまして、今ほどのを合わせますと 74 億 861 万 5000 円となります。このほかに定額運用基金と呼ばれるものであったり、あと特別会計のものがございまして、私どもが考えている基金残高というのが今ほどの数字となります。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

2.9%減の 283 億円の予算、質疑もよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち財政課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり 8 年度予算を可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 0 時 4 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○山本委員長

再開を告げる。 （再開 午後1時00分）

これより政策企画部の審査を行います。

それでは審査に先立ちまして、政策企画部の大野本部長より、御挨拶をいただきます。

○大野本政策企画部長

大野本政策企画部長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは、早速でありますけども、まちづくり推進課の審査を行いたいと思います。

議案第11号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第11号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治を目指して、令和5年の4月から市内27地域に地域づくり活動センターを設置し、地域の主体的な地域づくり活動を支援することで、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開し、地域の実情に応じた行政サービスの提供を行っております。西予市二木生地域づくり活動センターは、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、三瓶町二木生地区における地域づくり活動の拠点施設として整備してまいりました。

今回の改正は、二木生地域づくり活動センターの完成に伴い、二木生地域づくり活動センターの位置を変更するため、また、地域からの要望を受け、名称を平仮名表記に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

今の地域づくり活動センターの、今後の活用方針とかいうのは決まってるのでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

現施設の活用については、まだ決まっておりません。

○山本委員長

ほか質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。

議案第11号「西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。 （休憩 午後1時6分）

○山本委員長

再開を告げる。 （再開 午後1時7分）

それでは、まちづくり推進課の審査を続けます。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち、まちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

予算についての安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち、まちづくり推進課所管分の主な事務事業と予算、また、その概要を御説明させていただきます。

西予市一般会計予算書に基づき、歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明します。まず、予算書59ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、21目地域づくり活動センター費を4億3572万8000円計上するものです。地域づくり活動センター費庶務事業1716万5000円ですが、地域づくり活動センター運営委員会委員報酬268万8000円ほか修繕料962万6000円、アスベスト分析調査委託業務200万円、各センターに設置しておりますAEDリース料91万7000円など、地域づくり活動セン

ター全般に係る庶務経費を計上するものです。次に各地域づくり活動センター管理運営事業ですが、各センターの維持管理に必要な経費を計上しており 27 センターの合計は、4646 万 5000 円となります。施設の規模により維持管理費には違いがありますが、主に消耗品、燃料費、光熱水費、消防設備保守点検手数料などを計上するものであります。

予算書 61 ページを御覧ください。

会計年度任用職員給与費（地域づくり活動センター費庶務事業）1 億 1777 万 5000 円ですが、27 全てのセンターにそれぞれセンター長及び事務職員を配置し、人件費を計上するものです。

次に予算書の 70 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費を 4 億 4408 万 1000 円計上するものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り 9 事業と職員給与費でございます。主な事業について説明いたします。まず、移住交流推進事業費 2274 万 9000 円でございますが、移住フェアへの参加や移住マッチング事業の実施など西予市移住定住交流センターへ移住交流促進業務を委託する費用 378 万円や同じく西予市移住定住交流センターの運営補助金 1145 万円のほか愛媛県が南予 9 市町と連携し子育て世帯をターゲットとした移住促進事業を行う南予子育て移住促進協議会負担金 75 万円、今年度新たな取組といたしまして、企業の社員を自治体に派遣し、地域貢献を行う地域活性化企業人に係る経費 610 万円などを計上するものです。なお、財源の一部にえひめ人口減少対策総合交付金 194 万円など合計で 200 万 3000 円を充当しております。

次に地域おこし協力隊事業 1 億 2000 万 1000 円でございますが、現役の個人事業主型の協力隊 21 名のほか、新たに 4 名の隊員を受け入れるための報償費 7241 万円と隊員の活動支援業務委託料 4233 万円、せいよ地域おこし協力隊起業支援補助金 480 万円等を計上するものです。

次に姉妹市町交流事業 151 万 1000 円でございますが、姉妹市町である北海道黒松内町と両住民の相互理解や友好の絆を深めることを目的で行っております交流事業であります。令和 8 年度におきましては、黒松内町からの一般の方と中学生の訪問団を受け入れ、西予市からは小学生が黒松内

町を訪問する予定となっているほか、東京都での共同物販イベントの開催も予定しております。それらに必要な経費を計上いたしております。

次に地域づくり活動センター推進事業 1 億 8367 万 5000 円でございますが、地域づくり組織に対して交付する基礎型交付金 7000 万円、手上げ型交付金 2000 万円、地域任用職員分経費として 9000 万円、地域版ふるさと納税による地域への配分見込額 90 万円を主に計上したほか、地域づくりアドバイザー派遣や地域づくり交付金円卓会議に関する報償金、地域づくり組織等を対象とした研修会に関する講師謝金 149 万 7000 円、地域づくり組織の活動を側面から支援する地域担当職員の時間外勤務手当 100 万円などを計上いたしました。なお、財源に過疎対策事業債 7000 万円、地域振興基金からの繰入金として 1 億 647 万 1000 円及びふるさと応援基金繰入金 150 万円、地域振興基金の利子 292 万 9000 円を地域づくり交付金に充当しております。

次に地域活動助成事業 2824 万 4000 円でございますが、これは一般財団法人自治総合センター及び一般社団法人地域活性化センターが実施する助成事業の募集を行ったところ、6 団体から申請がございましたので予算を計上するものです。財源は全額の 2824 万 4000 円に自治総合センター及び地域活性化センターの助成金を充当しております。

次に集会施設整備事業 1000 万円でございますが、例年実施している地区が実施する集会所改修等の整備に係る補助金として 400 万円に加え、令和 8 年度に実施を予定しております大下集会所の解体及び改築に係る補助金として 600 万円を予算計上するものです。

次に集会施設移行推進事業 2376 万 4000 円でございますが、令和 5 年度から地区公民館を地域づくり活動センターへ移行したことにより、公民館分館等を各地区の集会施設へ移行を推進するための支援措置として、分館移行期間における維持管理費経費に要する補助金 461 万 3000 円、そのほか整備計画に基づく施設整備、新築解体事業に要する補助金 1894 万 7000 円などを計上するものです。なお、施設整備、新築解体に要する補助金の財源として過疎対策事業債を 1890 万円充当しております。

予算書の 72 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、3 目生活交通バス対策事業費を 1 億 9183 万 5000 円計上するものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 8 事業でございます。地域公共交通確保維持改善事業 1 億 1835 万 2000 円でございますが、宇和島自動車が行う 15 路線を維持するために、生活交通バス路線維持確保対策事業補助金 1 億 1654 万 9000 円のほか市内の公共交通の運行について協議する地域公共交通活性化協議会の開催に係る経費、令和 8 年度で計画期間が終了となる西予市地域公共交通計画の次期計画策定に必要な経費として委託料 77 万円、郵便料 65 万 4000 円などを計上するものです。

デマンド乗合タクシー運行事業など各地域を運行する 7 事業で合計 7348 万 3000 円でございますが、市内の公共交通と空白地域において、通院や買物等の移動手段として市民の生活交通手段確保のため、デマンド乗合タクシー、生活交通バス廃止代替バスを運行する経費であります。なお、経費の一部に生活交通バス路線維持確保対策事業費県補助金 150 万円、生活交通バス使用料 125 万円、諸収入 100 万 7000 円を充当しております。それぞれの運行事業に地区名が入っておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、73 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、9 目野村ダム周辺地域振興事業費を 1042 万 5000 円とするものです。野村ダム関係交付金活用事業でございますが、水源の森保全管理事業、野村高校を含めた教育活性化のための野村地域教育活性化連絡協議会支援事業、肱川周辺公園管理事業、総合型スポーツクラブ運営支援事業、乙亥大相撲支援事業などを補助する予定でございます。

次に 74 ページを御覧ください。

2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費のうちまちづくり推進課所管分は、事業概要欄にあります卯之町はちのじまちづくり推進事業費 1 億 3264 万 1000 円計上するものです。卯之町はちのじまちづくり基本構想に基づき JR 卯之町駅前複合施設ゆるりあんを起点に、卯之町商店街及び重伝建地区と連携を図りながら、人と人との交流等を通して、官民連携によるエリアマネジメントによる地域経済の活性化を推進しております。令和 4 年度で整備事業が終了し、現在は施設等の維持

管理業務とイベントの運営業務を行っております。主な予算は、官民連携施設整備等委託料 1 億 3211 万 5000 円、卯之町はちのじまちづくり整備事業モニタリング支援業務委託料 28 万 6000 円などであります。なお、経費には過疎対策事業債 5130 万円、市有建物貸付料 317 万 8000 円、森林環境譲与税基金繰入金 20 万円を充当しております。

次に予算書の 169 ページから 171 ページになります。

10 款教育費、5 項社会教育費、8 目生涯学習推進事業 898 万 7000 円でございます。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり 30 事業の経費を計上しております。まず、生涯学習推進事業 255 万 9000 円ですが、全市民対象あるいは各町単位で実施する生涯学習事業のほか、事業全体としての生涯学習推進に係る庶務的経費を計上しております。主な事業といたしましては、全市民を対象としました英会話教室や高齢者対象のスマホ教室、野村町の体験カルチャー教室となります。また、社会教育団体補助金 113 万 2000 円や人口減少対策に関する結婚施策でもあります、せいよ出合いサポート事業補助金 107 万 6000 円を計上するものです。なお、経費には県補助金 25 万 8000 円、財産収入 1,000 円を充当しております。

次に二十歳の集い開催事業 96 万円でございます。対象者に大人としての自覚と社会的責任を果たすことを促し、ふるさとを愛する心を育むために祝福、激励の会を開催するための経費を計上するものです。なお、財源にふるさと応援基金繰入金 96 万円を充当しております。

次に結婚推進委員会補助事業 188 万 8000 円でございますが、結婚推進委員会は、西予市における結婚問題を解決するために平成 17 年度に設立され結婚相談活動、情報交換会活動、婚活イベントの開催等の事業を推進しております。結婚の成立を図ることを目的として活動されております。その活動を支援するための補助金を交付するものです。なお、財源に県補助金 10 万円を充当しております。

あと残りが各センターの生涯学習事業でございます。各センターが行う生涯学習に必要な経費を計上しております。27 センターの合計は 358 万円となります。

次に予算書の 171 ページを御覧ください。

10 款教育費、6 項文化振興費、1 目文化振興総務費 3168 万 6000 円のうち、まちづくり推進課所管分は、職員給与費を除いた 4 事業 339 万 3000 円でございます。まず、奥伊予ふるさと祭補助事業 30 万円でございますが、城川地域最大のイベント、奥伊予ふるさと祭りを主催する奥伊予ふるさと祭り実行委員会に対して補助金を交付するものです。

次に文楽保存伝承活動事業 39 万 6000 円でございますが、西予市に二つの代表的な文楽会がありますが、ともに後継者が不足しております。両座は地域に根差した文化財である文楽を後世に伝統継承するため、文楽保存会と小中学生や高校と連携し活動することで、郷土愛を育み、後継者育成を図るものです。講師謝金等を計上しております。

次に文化振興補助事業 256 万 8000 円でございますが、西予市文化協会、ふるさと芸能祭、文化祭など文化協会などの活動に対する補助金を計上しております。

次に 174 ページを御覧ください。

10 款教育費、6 項文化振興費、3 目文化施設運営管理費、4 億 2311 万 1000 円のうち、まちづくり推進課所管分は 5 事業 3 億 7060 万 4000 円でございます。それでは事業概要欄の事業ごとに説明いたします。宇和文化会館管理運営事業 3 億 4750 万 6000 円でございますが、宇和文化会館運営の指定管理委託料 3543 万 4000 円、令和 7 年、8 年と継続費で行っております舞台照明設備改修工事令和 8 年度分の 3157 万 2000 円、令和 8 年度に行う舞台音響設備取替修繕工事 2 億 8050 万円でございます。その他俵津文楽会館管理運営事業 29 万 7000 円、三瓶文化会館管理運営事業 1505 万 9000 円、朝立会館管理運営事業 358 万 7000 円、それぞれ文化施設の維持や管理に関する経費を計上しております。また、会計年度任用職員給与費として、三瓶文化会館に 415 万 5000 円を計上しております。

次に予算書 179 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総務費 781 万 1000 円でございます。保健体育総務費庶務事業 78 万 5000 円でございますが、市民スポーツ祭などの委託料 46 万 9000 円、県スポーツ振興会等の負担金 11 万 2000 円など、事業全体と

して保健体育振興に係る庶務的経費を計上しております。

次に市スポーツ推進委員活動事業 103 万 9000 円ですが、スポーツ推進委員報酬 74 万 3000 円のほか県スポーツ推進委員協議会等負担金 21 万 8000 円など、スポーツ推進事業の実施や住民を対象とした実技指導、助言を行う委員の活動を支援する経費を計上しております。

次に、予算書 180 ページを御覧ください。

ジュニアスポーツ活動サポート事業 111 万 3000 円でございますが、事業をスポーツクラブに委託しまして、スポーツニーズに応じて、子どもが継続してスポーツを楽しめる環境を整備し、活動の活性化と運動能力の向上を目指し、その委託料を計上しております。

次にスポーツ振興補助事業 337 万 4000 円でございますが、西予市のスポーツ活性化に向け活動を行っております西予市スポーツ協会等への補助金 337 万 4000 円を計上しております。

次にスポーツイベント補助事業 150 万円ですが、第 3 回シクロクロス in 四国西予ジオパーク開催に向けシクロクロス実行委員会に 150 万円の補助金を計上しております。

次に 2 目体育施設費 8673 万 1000 円のうち、まちづくり推進課所管分は、職員給与費を除きました 12 事業 8353 万円でございます。それでは事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。体育施設維持管理事業 1577 万 3000 円でございますが、体育施設の維持管理にかかる庶務的経費を計上しております。

次に宇和運動公園管理運営事業から乙亥会館管理運営事業までの 8 事業 3124 万 8000 円でございますが、それぞれ施設の維持管理に必要な経費を計上しております。なお、財源には財産収入、各施設使用料、諸収入、電気水道料を充当しております。会計年度任用職員給与費でございますが、乙亥会館、宇和運動公園及び城川総合運動公園の管理運営に従事する会計年度任用職員の経費を合計 3650 万 9000 円計上しております。

次に歳入予算について御説明させていただきます。なお、歳出において充当の説明の中で重複する部分もありますので、簡潔に説明をさせていただきます。

予算書の 18 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 1329 万 7000 円のうち、まちづくり推進課所管分は、1 節総務管理使用料におきまして、各地域づくり活動センターの使用料合計で 145 万 4000 円、3 節地域振興使用料におきましては、生活交通バス使用料として運賃収入 125 万円、移住体験施設の使用料 6 万 3000 円の合計 131 万 3000 円でございます。

次に予算書の 20 ページを御覧ください。

13 節使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料 943 万 7000 円のうち、まちづくり推進課所管分は 4 節の保健体育使用料 645 万 9000 円、予算書 22 ページの 5 節文化振興使用料のうち三瓶文化会館使用料 80 万円、朝立会館使用料 5 万 8000 円でございます。

次に予算書 29 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金 3081 万 3000 円のうち、まちづくり推進課所管分は 374 万 8000 円になります。内訳としましては、説明欄にございますえひめ人口減少対策総合交付金 2491 万 3000 円のうち 224 万 8000 円、生活交通バス路線維持確保対策事業費県補助金 150 万円につきましては、野村地区廃止代替バスに対する県補助金であります。

次に予算書 33 ページを御覧ください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算額 6989 万 7000 円のうちまちづくり推進課所管分は、市有地貸付料 48 万 8000 円、市有建物貸付料 583 万円になります。各地域づくり活動センター及び体育施設等に設置されております自動販売機等の市有地貸付料と野村地域づくり活動センター内で貸付しております商工会の市有建物貸付料、卯之町駅前複合施設ゆるりあんの中の宇和郵便局に対する建物貸付料になります。

同じく 16 款 2 目利子及び配当金、利子につきましては、34 ページになりますが、まちづくり推進課所管分は研修基金利子 13 万 5000 円であります。

次に 34 ページをお開きください。

16 款財産収入、2 項財産売払収入、2 目物品売払収入、1 節物品売払収入 53 万 7000 円のうち、まちづくり推進課所管分は 2,000 円でございます。これは記念誌の売上、出版物の売上収入で各事業

の運営費に充当しております。

次に 35 ページをお開きください。

17 款寄附金、1 項寄附金、7 目教育費寄附金、1 節文化振興費寄附金 2 万円ですが、宇和文化会館管理運営事業に充当いたします。

予算書の 40 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入 1 億 9719 万円のうち、まちづくり推進課所管分の主なものにつきましては、説明欄にございますコピー使用料、印刷機使用料、電気料など、各地域づくり活動センターの諸収入で合計が 357 万 4000 円です。

また、41 ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助金 100 万 7000 円でございますが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金が国の制度改正により、国から西予市地域公共交通活性化協議会を通して交付されることとなったため、地域公共交通活性化協議会から補助金を諸収入で受け入れるものです。同じく自治総合センター助成金 2690 万円、地域活性化センター助成金 134 万 4000 円でございますが、地域活動助成事業に対する一般財団法人自治総合センター及び一般社団法人地域活性化センターからの助成金となります。

次に予算書の 43 ページ、44 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債につきましては、まちづくり推進課所管分は 2 節地域振興債、3 節企画債となりますが、歳出で説明させていただきました各事業に充当いたします市債でありますので、説明を省略させていただきます。また、45 ページの 21 款 1 項 7 目教育債、6 節の文化振興債につきましても、歳出で説明させていただきました事業でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和 8 年度一般会計予算まちづくり推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明が終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

○二宮委員

センター長の勤務時間なんですけども、更新等

によって大分変わったセンター長、勤務時間が今までは3時間やったけど何時間になかったみたいな、そういうセンター長はどのぐらいおれたのかをお願いします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時40分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後1時41分）

○安田まちづくり推進課長

今ちょっと調べておりますので、後ほど報告させていただきます。

○二宮委員

移住交流促進事業で、今年度から独自の何かプラスみたいな説明と思うんですけども、どんな事業をイメージされているのか、ちょっともし分かれば分かる範囲でお願いします。

○安田まちづくり推進課長

地域活性化企業人のことでよかったですか。地域活性化企業人につきましては、平成26年から総務省が実施している制度でありまして、都市部の企業に所属されている人材を地方自治体が受け入れる仕組みとなっております。派遣された人材につきましては、自治体が地域団体と連携しながら地域活性化に資する事業をおおむね1年から3年間従事いたします。この制度の大きな特徴としては3点ありまして、第1に、企業の専門性やネットワークなどを地域に活かさせること、そして第2に、地域課題の解決と新規事業の創出につながることで、そして第3に、人材の地域定着や引き続き継続的な関りが期待できるということでございます。制度としても新たな地域価値の創出や地域内外の交流拡大、さらには担い手不足などもつなげていきたいということで、この事業に取り組むものでございます。

○二宮委員

姉妹市町交流事業なんですけど、西予市は黒松内町1カ所しかないということで、以前から何回か質問をしたことあるんですけど、よその町に視察とかに行きますと、姉妹都市がロビーにいろんなもんが置いてあったり、また道の駅とかにもそういう物産が置いてあったりとかいうのをたくさん見て、良いなあいつも思うんですけど、西予市は積極的にそういう姉妹市町とかにアプローチしていくような予定はないんですかね。今のこの

ふるさと納税を含めて、外とのつながりを少しでも持つべきじゃないかなと私は思うんですけども、そういうお考えはどうかかなという質問です。

○大野本政策企画部長

今のところは、そちらに向いての動きというのはございません。今、黒松内町との交流の中で、先ほども説明しましたように物販等を関東圏でやるとかいうことはあるんですけども、新たな姉妹市町の提携というところには、ちょっと思いが至っていないのが現状であります。今後、先ほど言われたように、少し関係人口とかふるさと納税に関わってくるようなことが、可能性がないことはないと思いますので、またそこら辺については、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○二宮委員

特色のある地域、また物産等ある西予市ですので、ぜひ積極的なアプローチをしていただきたいというのが一つと、以前から思ってたのが、テレビコマーシャルでかまぼこ板と一筆啓上、福井県のああいいうところって僕はいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったりもしてるんで、ぜひちょっと考えていただいたらなというふうに思います。

○山下委員

金額はちっちゃいんですけどふるさと納税からの配分の90万円。いろんな地域に配分されていくんだろうと思うんですけど、ある程度偏ってはないでしょうか。うちも多分1件だけ蔵小のほうにもあったように記憶してるんですけど、この配分割のところの地域性を教えていただければありがたいと思いますけど。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時47分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後1時48分）

○安田まちづくり推進課長

地域版ふるさと納税の実績についてお答えします。まず、全体的に大体1件から、多くても3件の地域がほとんどでございます。ただ、1地域だけ高額な寄附がありまして、地域に45万円入っている地域もあります。

○山下委員

スポーツに関してのことなんですけど、今、中

学校の部活の地域展開という流れになってると思いますけども、この 179 ページ、スポーツ推進委員さんとかスポーツ関係の方々との接点が結構あると思うんですけど、この中学校部活に対しては、これから指導者とか組織的にそういったスポーツに関する組織との連携が大変重要になってくるかなと思ってます。その辺りまちづくり推進課と教育課との連携は、現在のところはないんでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

まちづくり推進課のほうも部活動の検討委員会のほうの事務局としても入っております、昨年度は地域団体への意向ですね、指導者としてやれますかとか意向調査などもしております。8 年度以降は、それらを具体的ににつなげていく役割があるのかなと考えております。

○二宮委員

デマンド乗合タクシー事業とか生活交通バスの運行事業なんですけど、いろいろ物価高騰の折なんですけど、委託金が変わってるような、増えするような状況はありますか。

○安田まちづくり推進課長

現在、物価高騰等の流れもありますが、当初予算については、大きく増やしておりません。

○二宮委員

結婚推進委員会なんですけれども、年間どのぐらい回数、会を開催されてるのか、また情報交換とどういうふうな状況なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○安田まちづくり推進課長

結婚推進委員会の委員さんの人数は 30 人いまして、随時結婚相談などをやっております。昨年度は、イベントを 3 月 14 日も含めて 4 回計画しておりました。3 月 14 日のイベントはちょっと集まらなかったので中止をさせてもらいましたが、これまで 3 回実施をして、一応イベントでのカップルとしては 8 組出来ておりますので、今後も期待して待っていたいなと思っております。

○二宮委員

年間 4 回したら最低でも皆さんと交流がある。委員さん同士がということで、例えば、今やったらグループラインとかで情報交換するとか、そういうふうな仕組みみたいなもんはあるんですかね。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 52 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 53 分）

○安田まちづくり推進課長

結婚推進委員さんでのグループラインというか情報共有の場というのではない状況です。それぞれ支部の中で、会を開いて情報交換している程度と聞いております。

○二宮委員

活動センターで住民票とか印鑑証明とか、発行される手数料はどこに載っているんですかね。予算書の中では、どのぐらい各センターで、そういう収入があるのかいうのは分かりますかね。

○安田まちづくり推進課長

活動センターの住民票等の発行物の収入は、窓口はセンターなんですけど、収入は市民課のほうに入るのでちょっと分からない状況です。

○山下委員

予算とはちょっと関係ないかも分かりませんけど体育館の施設関係で 1 件、三瓶の住民の方から問合せがあって、今二木生の体育館ですよね、ここが今小学校が閉鎖されてるので、それとあまり使われてないということで、ただ、災害時における避難場所の設定になってるわけですよ。今当然避難場所になってますので、備品関係もそこにあると。今回、その備品も全部出してくれというような流れの話をし聞いたんですよ。実際に災害が来たときの避難場所として、大人数の方が一遍に避難ができる場所っていうのは、こういう体育館関係しかないのかなと。仮に二木生のセンターが出来たとしても、今既存にある体育館のような人数の入れ込みは当然出来ないのであれば、今の体育館を利用するのが、当然、緊急時には必要じゃないかなと、個人的には思いましたので、そういった今の体育施設の避難場所としての位置をまち課としてはどのようにとらえているのかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○安田まちづくり推進課長

廃止される体育館なんですけど、避難場所としては、電気、水道等が使われなくなると指定避難所ということでは使えないということなので、それぞれの地域で検討していただきまして、自主避難所としては使用することが出来ますので、それ

それぞれの地域で自主避難所で使われる場合は、そういった備品も置いていただいても問題ないというところで、住民のほうにも説明をする予定で、委員が心配されてる二本生につきましては、3月の役員会でその辺りを危機管理課と一緒に邪魔して説明するように、検討しているところでございます。

○山下委員

今の趣旨は分かります。趣旨は分かるんですけど、もう実際に災害が来て、津波が来て避難をする。当然スペースが要るわけですね。今言われたように自主管理っていうことになる、当然水道、今のような状態のやつを維持しなければいけない、あるいはトイレとかですね、浄化槽の問題、これは結構大きな金額になると思うんですよ。それを全て自治体のほうで全部負担させようということになると、地域としてもなかなか受入れがたいと、それはもう財政的なところですよ。だから少なくとも、これから話になるんでしょうけど、やっぱりそういったところの施設のなところを災害時における避難場所として考えていく。これ市として当然やるべきだと私は思っていますので、この予算計上においても、ただお金のところだけじゃなくて、そういった避難場所の重要性っていうのを鑑みて、やはりある程度の市からの何らかの金銭的な考え方を持つべきじゃないかなと思います。これは私の個人的な意見ですので答弁という形ではいりませんので。

○大野本政策企画部長

今山下委員が言われた廃止した体育施設の今後の取扱いにつきましては、市政懇談会でも様々なところで御意見をいただいたところです。ただし、市としましては旧町、旧村単位といいますか、旧小学校単位に体育施設があるということで、どうしても今回の財政危機の脱却の中で施設を整理していかなければならないという中で、今回のこの対策ということには至っております。なので、なかなか電気を引いたりとか、水道を引いたりとかいうことにはならないとは思いますが、これから先ほど課長も言いましたように、それぞれの地域とまた話をしながら、そういったところについては、また検討を進めたいと考えております。今のところはもうこういったお答えしか出来ないんですが、申し訳ありませんがよろしく

お願いします。

○二宮委員

72 ページの地域振興の中のふるさと回帰支援センター会費 5 万円なんですけど、これちょうど多分会員になってもらってちょうど 10 年ぐらいだと思うんですが、これは移住定住交流センターと情報交換がされているのか、本庁ではどうなのか、ちょっと確認ですけど質問します。

○安田まちづくり推進課長

ふるさと回帰センターの負担金ですけど、当然移住センターにも西予市として負担金を払ってるので、ふるさと回帰センターのイベントなんかにも出て下さいねということと、情報なんかも交換して下さいねという話はさせていただいております。

○二宮委員

本庁でもそのやりとりをできるということですか。

○安田まちづくり推進課長

本庁で予算を持って対応することも出来ます。

○二宮委員

地域おこし協力隊事業の 1 億 2000 万円なんですけど、何人を想定された予算なのかちょっと伺いをいたします。

○安田まちづくり推進課長

8 年度につきましては、新規 6 名を含めて総勢 25 名を想定しております。訂正いたします。新規 4 名を含めて総勢 25 名ですけど、1 年を通したら卒業者もいますので、トータル 25 名ということで、実際多い時期で 20 名から 21 名程度になるんじゃないかと思います。

先ほどの地域づくり活動センターセンター長の時間の変更ですけど、今回は 2 件ありまして、1 件は 5 時間から 15 時間へ増やしております。もう 1 件は、逆に 10 時間から 5 時間に減らしております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 3 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 8 分）
ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を

終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち、まちづくり推進課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決といたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 8 分）

【政策推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 16 分）

続きまして、政策推進課の審査を行いたいと思います。

議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」御説明をさせていただきます。

議案書 46 ページをお願いいたします。

国では過疎地域の対策として、昭和 45 年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、五次に渡る時限立法措置により、今日まで産業の基盤整備、生活環境整備等を始め、医療介護福祉の確保、文化教育の振興など、過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。

本市におきましては、人口減少や少子高齢化といった厳しい社会経済情勢が、長期にわたり継続しております。このような中、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化の推進など、様々な課題の解決に向け、現在、同法に基づく西予市過疎地域持続的発展計画を推進しておりますが、現行計画が令和 7 年度をもって期間満了となります。引き続き過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を有効に活用し、本市の持続的な発展を図るため、新たに令和 8 年度から令和 12 年度までを期間とする次期計画を策定しようとするものであります。

議案書の 47 ページから合計 70 ページにわたる

計画案を添付しておりますが、御手元に事前に配付しております説明資料で主に説明をさせていただいたと思いますので、御参照いただいたと思います。

これが計画の概要になります。その内容説明させていただきますが、計画期間は先ほど申したとおりですが、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。基本目標といたしまして、2030 年における総人口を 2 万 9000 人とする。また、財政力に関しましては、2030 年の実質公債費比率を 9.9%、将来負担比率を 73.0%とすることを目指しております。この目標を達成するため、6 つの基本方針を掲げております。こちらの方針は、西予市まちひとしごと創生総合戦略に掲げております基本的視点を抜粋したものととなります。具体的には、①首都圏への人口流出に歯止めを。②若い世代にもチャンス。③地域間連携を。④新しい人の流れを。⑤誰もが活躍できる地域社会を。⑥持続可能な開発目標 SDGs まちづくりをとります。資料に記載しておりますとおり、施策を 12 項目に分類し、施策区分ごとに現状と課題、対策、主な事業を示す計画となっております。事業計画では、計画期間の 5 年間で実施する、あるいは実施予定の事業を網羅的に記載しております。現行計画からの主な変更点は、各種統計に基づく数値の更新、市の直近の状況、体制の変更を反映したことが中心となっております。法令の根拠となります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法自体に変更はなく、愛媛県過疎地域持続的発展方針にも大きな方針の変更はございませんので、今回策定する次期計画におきましても、本市の過疎対策の基本的な方向性は、現行計画から大きく変わるものではないと考えております。

以上、西予市過疎地域自立的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○二宮委員

この計画をつくらなければ、過疎債を使えないという理解でいいのでしょうか。

○原井川政策推進課長

そのとおりということで間違いございません。

○二宮委員

そういう国からのお達しなので、行政に言うてもしょうがないんですけど、そういうことこそが本当に意味がないんじゃないかなと、私はもう本当思っております。ここに書いてあることを代表質問でもこの間言いましたけど、本当に絵にかいたもちだけで、何のためにこれするんやろなというのが実際に、行政から西予市だけじゃなくて、全国の自治体からそういう意見が出ないことが僕は不思議やなと 10 何年議員やらせてもらって、思えるんですけども、庁舎内ではそういう意見はどうなんですかね。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 22 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 31 分）

○原井川政策推進課長

確かにどうしても税財政措置の支援をいただくということが前提とした計画となっており、言わばどこの市町でも同じような内容というようなところが、いろんな計画であるというようなことは認識をしておりますが、近隣市町とも協議をしながら、愛媛県のほうにも、今後の策定の在り方については、十分議論もしていきたいと考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、質疑の終結といたします。

それではお諮りをいたします。

議案第 21 号「西予市過疎地域持続的発展計画の策定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

賛成全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 32 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 34 分）

続きまして、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分について、議題といたします。

続きまして、原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうち政策推進課所管分の主な事務事業と予算、また、その概要につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明をさせていただきます。

予算書 50 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目文書広報費のうち政策推進課所管分は、広報広聴推進事業 1323 万 1000 円でございます。広報広聴推進事業は、広報せいの作成、行政情報番組の制作及び放送、市ホームページや市公式 LINE の保守に係る経費となります。主な予算としましては、需用費のうち印刷製本費の 829 万 1000 円については、毎月発行し、市内全戸へ配布している広報せいの発行に関するものでございます。委託料の映像制作委託料 213 万 9000 円につきましては、西予 C A T V で放送しております行政情報番組の制作及び放映に係る委託料となっております。使用料 255 万円の主なものは、市公式 LINE システム使用料として 92 万 4000 円、市ホームページのシステム使用料 123 万 5000 円となっております。なお、経費財源の一部に広報せいよ友の会年会費及び広報せいよと市ホームページの広告掲載料を充当しております。

次に予算書 58 ページをお開き願います。

20 目復興推進費、復興支援事業 317 万 6000 円でございますが、平成 30 年 7 月豪雨災害からの復興に関連する予算として、野村小学校 5、6 年生の復興、防災学習の報奨金、右岸が完成し、現在工事中、また、来年度から工事発注予定である左岸側を含めた肱川河川沿い復興公園どすこいパークの維持管理費用、この公園の完成後の総合的な活用を含めたマネジメントを推進するためのワークショップ開催に関する費用などを計上させていただきます。主な予算の内訳といたしましては、市内小中学生対象のパッケージ学習及び

野村小学校復興水辺域プロジェクト学習報償金 24 万 6000 円、肱川河川沿い復興公園管理委託料 80 万円、ワークショップ運営支援委託料 88 万 4000 円となっております。なお、経費財源として、ふるさと応援基金繰入金 273 万 4000 円、都市構造再生集中支援事業費国庫補助金 44 万 1000 円を充当しております。

次に予算書 68 ページをお開き願います。

2 款総務費、5 項統計調査費、2 目指定統計調査費 261 万 4000 円でございます。令和 8 年度の主な指定統計調査としましては、令和 8 年経済センサス活動調査が実施予定であり、調査にかかる経費、指導員、調査員の報酬、職員の時間外勤務手当を計上するものであります。なお、財源は全額県からの委託金となっております。

次に予算書 74 ページをお開き願います。

2 款総務費、9 項企画費、1 目企画管理費でございますが、政策推進課所管は 6 事業となります。まず、企画管理庶務事業 79 万 3000 円でございますが、本課所管の事務事業を効率的に推進するために必要となる旅費や消耗品費のほか負担金、コピー使用料等の事務経費を計上するものでございます。

続きまして、行政改革推進事業 44 万 6000 円でございますが、行政改革の取組の一つである指定管理者制度の運用における指定管理者等選定評価委員会の開催に必要な報償費や費用弁償等の経費でございます。本委員会の委員は、大学教授、税理士、社会保険労務士など 4 名を委嘱しているところでございます。

続きまして、土地利用規制等対策事業 15 万 9000 円でございますが、国土利用計画法では、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定規模以上の土地取引について、利用目的を審査し助言勧告により、早期是正を促す仕組みとなっております。本事業はその事務経費を計上するものでございます。なお、経費財源として土地利用規制等対策費県補助金を全額充当しております。

続きまして、お伊ネ賞事業 124 万 5000 円でございます。本事業は、日本医師会、愛媛県医師会、愛媛大学医学部等の御協力のもと医学研究や医療活動に尽力する女性医師等を表彰するとともに、

市民向けの講演会等を開催する事業でございます。本事業につきましては、愛媛県医師会及び西予市が主催し、毎年実施してまいりましたが、財政危機脱却プランの取組の一つとして、当面は 2 年に 1 回の実施としたところでございます。そのため令和 7 年度は事業を休止しておりましたが、令和 8 年度は実施年として事業を実施するものでございます。令和 8 年度の予算の内訳といたしましては、表彰関連の経費 78 万 2000 円、会場借上料 11 万 8000 円などを計上しております。

続きまして、大学連携推進事業 235 万 3000 円でございますが、その内訳は、愛媛大学地域協働センター南予の施設使用料 196 万 8000 円、市内の宿泊施設を利用した際の宿泊補助金 28 万 5000 円のほか地域専門人材の輩出を目的として、愛媛大学が実施いたします履修証明プログラムの開校に係る負担金といたしまして 10 万円の予算を計上しております。

続きまして、総合計画策定管理事業 381 万 3000 円でございますが、令和 9 年度からスタートする第 3 次総合計画につきましては、今年度から 2 カ年かけて策定を進めているところでございます。令和 8 年度におきましては、総合計画審議会の運営に関わる委員報酬や旅費合計 51 万 4000 円をはじめ政策アドバイザーとの意見交換に係る旅費 28 万円、総合計画の冊子印刷 85 万 7000 円、さらに市民により分かりやすく理解していただくための概要版作成やデザイン、全体構成に関する経費 139 万 7000 円などを計上しております。

次に予算書 188 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費のうち、政策推進課所管分につきましては、過疎地域自立促進特別基金事業 70 万 8000 円のうち 46 万 8000 円を基金利息として積み立てるものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明をさせていただきます。予算書戻っていただきますが、29 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金のうちえひめ人口減少対策総合交付金 2491 万 3000 円につきましては、結婚、妊娠出産、子育て支援等に関して、市町の実情に応じた少子化対策を積極的に展開でき

るメニュー選択型の交付金であり、令和8年度において、本市では24メニューのうち10メニュー12事業に取り組む計画としております。同節内の電源立地地域対策交付金事業費県補助金440万円につきましては、電源地域で行われる公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置に関わる地元の理解促進等を図るものでございます。本市では、野村町惣川地区等に設置されております水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和56年度から補助金の交付を受けております。同じく3節企画費県補助金、土地利用規制等対策費県補助金15万9000円につきましては、先ほど御説明しました土地利用規制等対策事業の事務に要する経費に対し、前年度の土地取引に関する届出件数の実績に基づき交付されるものでございます。

予算書32ページをお開き願います。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金261万4000円につきましては、先ほど説明いたしました令和8年度に実施する指定統計調査に関する委託金でございます。

予算書33ページをお開き願います。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子のうち政策推進課所管分の預金利子につきましては、地域振興基金利子575万円のうちの292万9000円、過疎地域自立促進特別基金利子46万8000円となっております。

予算書35ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、政策推進課所管分につきましては、18目地域振興基金繰入金2億4829万2000円のうち政策推進課所管分は1億647万1000円となりますが、西予市地域振興基金の一部を取崩し、西予市民の連帯強化または地域振興に要する経費の財源に充当するものでございます。

22目過疎地域自立促進特別基金繰入金2929万6000円につきましては、西予市の重要な課題の一つである地域医療の確保に要する経費の財源に充当するものでございます。

予算書41ページをお開き願います。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節総務費雑入のうち政策推進課所管分につきましては、西予市ホームページと広報せいの広告掲載料合計134万6000円。その下の広報せいよ友の会の年

会費9万3000円を計上しております。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑がありましたらお願いします。

○二宮委員

今回は統計調査があるということなんですけど、それじゃなくて令和7年度の国勢調査の回答率は出てますかね。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時49分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後2時53分）

○原井川政策推進課長

10月27日現在ということで、数値はそれ以降も変わってと思いますが、公表できる直近の数字になりまして、そのときの配った世帯の比較というか、分母となる数字というのが、令和2年の数字を使えということです。ちょっと複雑なんですけど、総数としては1万5474件ございます。1万1879件戻ってきてという形になりまして、そのうちインターネットでお答えいただいたのが6,009件、38.8%ですかね。郵送してもらった、調査員でもなくインターネットじゃなく郵便局に入れられた方が5,870件、37.9%というふうになっております。

先ほども委員の中からもあったと思いますが、インターネットの数というのは非常に増えておりまして、その分調査員あるいはこちらの西予市の事務のほうがすごく簡潔になったという側面もございまして、一方でお尋ねしていろいろお願いをするのに、そもそもドアも開けてもらえないとか、やはりプライバシーということで調査に御協力をいただけないというような方も年々増えているような状況で、これは西予市に限らずだと思いますが、調査員、指導員の確保も含めて苦慮しているところでございます。

○森川委員

74ページの行政改革推進事業ですが、大学の先生頼むよりか地元の商工会の会社の社長らに頼む方が、行政改革に対しては、意見が出ると思う

んですが、西予市は大学の先生に頼む方が多いので、これによるのかもしれませんが、去年も西予市の財政調整基金が3億円しかないと言われたときに、個人でも億の金持ってる人がおるのに、西予市はあたふたしよるんかという人が多くいましたので、3年ほど前に聞いた話ですが、宇和町にも億の金持っとる人がおるということですので、商工会なども利用したらいいのではないかと思います。

○原井川政策推進課長

行政改革推進事業ということですので、先ほど説明させていただいたとおり指定管理者等の評価委員会の委員に大学の先生とかもお願いしているというところで説明をさせていただきました。いろんな御意見を聞くのに、市外の専門の方だけではなくて、やっぱり市民の方から多く意見を聞くということは非常に大事なことでと認識しております。一方で、やはり専門的かつ、対外的ないろんな事例も、大学の先生とかいろいろ調べていただいて、そういった視点でのアドバイスをいただくこともございますので、指定管理者制度の評価委員についても、市民の方も委員になっていただいておりますが、バランスをとりながら、選考、選任もお願いしていきたいと思っております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計補正予算」のうち政策推進課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時58分）

【デジタル推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後3時1分）

それでは続きまして、デジタル推進課の審査を

行います。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうちデジタル推進課所管分につきましてを議題といたします。

浦田課長の説明を求めます。

○浦田デジタル推進課長

それでは、議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち政策企画部デジタル推進課所管分について、御説明をいたします。

歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明いたします。

予算書57ページをお開きください。

2款1項11目情報推進事業費、情報システム管理運用事業4億2496万4000円につきましては、市民生活に直接関係する事務に必要な基幹系システム及び庁内事務処理に必要な情報系システム等を安定に稼働させ、支障なく市民サービスの提供を行うものであります。令和7年度に主要なシステムについて、従来の排外を区別する境界型セキュリティからゼロトラストという全ての通信の信頼性を確認するセキュリティの仕組みに移行を進めており、引き続き安定的なシステム構築を進めるとともに、業務DX化推進の一層強化を図ります。令和8年度予算の主なものとしましては、標準化準拠システム及びガバメントクラウドへの移行経費として、システム改修委託料1億1973万2000円、地域公共ネットワーク機器を始めとした情報機器の安定稼働のための情報機器保守点検委託料2177万7000円、パソコン機器や地域公共ネットワーク機器等のリース料に5913万5000円、なお、特定財源といたしまして、地方公共団体情報システム機構補助金として、諸収入1億2863万1000円を充当しております。

続きまして、同じく11目情報推進事業費のうち光伝送路維持管理事業4754万3000円でございますが、この事業は市内全域に整備された光ケーブルの維持管理を行うものでございます。主な内訳の主なものといたしましては、光ケーブルの移設、張替え等の修繕料2321万7000円、光ケーブル共架使用料1543万円、電柱用地借上料605万円、野田口交差点改良工事に伴う光ケーブル埋設工事設計委託料246万9000円などであります。なお、経費財源の一部に情報基盤施設貸付料3344万円、移転補償費390万円、野田口交差点

改良工事に伴う光ケーブル埋設設計委託経費の財源として、市債、過疎対策事業債 240 万円を充当しております。

次に、歳入予算について御説明をさせていただきます。

予算書 33 ページをお開きください。

16 款 1 項 1 目 2 節情報基盤施設貸付収入のうち情報基盤施設貸付料 3344 万円につきましては、民間業者に貸出ししている光ケーブルの芯線等の貸付料でございます。

続きまして、予算書 41 ページをお開きください。

20 款 5 項 4 目 2 節総務費雑入のうちデジタル推進課所管分につきましては、地方公共団体情報システム機構補助金（標準化・共通化事業）1 億 2863 万 1000 円につきましては、標準化準拠システム及びガバメントクラウドへの移行に係る経費を計上しております。

続きまして、同じく総務費雑入、道路拡幅工事などにより光ケーブルを移転する場合に請求している光ケーブル移転補償費 390 万円を計上しております。

続きまして、予算書 43 ページをお開き願います。

21 款 1 項 1 目 1 節総務管理債のうち光伝送路維持管理事業 240 万円は、先ほど歳出で説明させていただきました事業の起債であります。

以上、デジタル推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

デジタル推進課所管分につきまして、浦田課長の説明は終わりました。

ただいまより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○二宮委員

野田口交差点での埋設工事って言われましたですかね。ということは、無電柱化になることですかね。その辺とは違うんですか。埋設して地下にする意味ではない。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 8 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 9 分）

○浦田デジタル推進課長

1 区画だけ地下埋設ということになります。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。

それではお諮りをいたします。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予算」のうちデジタル推進課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 10 分）

【消防本部】

【消防総務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 20 分）

それではこれより消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮憲治消防長より御挨拶をお願いします。

○宇都宮消防本部消防長

宇都宮消防本部消防長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは、消防本部消防総務課の審査を行いたいと思います。

議案第 4 号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第 4 号「財産の無償譲渡について」御説明を申し上げます。

石城分団第 2 部山田は、消防団詰所として、昭和 50 年に宇和町山田に整備され、長年地域の安全安心の拠点として使用されてきました。今般、当該詰所を更新するに当たり、山田、西山田区長及び関係する団体が令和 5 年度から統合詰所の建設協議を進め、昨年 12 月末に石城分団第 2 部詰所が完成したところです。また、山田部落から当該詰所の活用について要望があり、建物と土地を

一体的に無償譲渡することで、地域活動の拠点として、有効かつ継続的な活用が期待されます。

つきましては、山田部落に対し、当該詰所ホースタワー及び土地を令和8年4月1日から無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「財産の無償譲渡について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時26分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後3時27分）

それでは引き続き、消防総務課所管分の審査を行います。

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」のうち消防本部所管分につきましてを議題と致したいと思います。

引き続き山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第31号「令和8年度西予市一般会計予算」につきまして、予算書に沿いまして、消防本部所管分を御説明させていただきます。

予算書の11ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費、本年度予算額10億7455万5000円、前年度予算額11億5658万8000円、前年度比較8203万3000円の減となっております。財源内訳といたしまして、特定財源のうち国県支出金2381万4000円、地方債3190万円、その他247万2000円でありまして、一般財源は10億

1636万9000円となっております。

続きまして、147ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございますが、本年度予算額7億6799万6000円、前年度予算額7億2197万7000円、前年度比較4601万9000円の増でございます。財源内訳のうち特定財源は256万6000円で、県支出金10万4000円、繰入金26万4000円、財産収入9万9000円、使用料及び手数料31万5000円、諸収入178万4000円となっており、一般財源は7億6543万円となっております。この1目の常備消防費では、事業概要に示しています事業に分けて実施をしておりますので、事業ごとに御説明をさせていただきます。まず、常備消防管理運営事業1938万2000円でございますが、消防車両等の燃料費、消防庁舎の修繕費や光熱水費など一般庶務に関する経費等を計上するものでございます。

次に消防職員教育研修事業486万円でございますが、消防業務に必要な資格、また知識や技術を習得するために必要な経費として、研修負担金、旅費等を計上するものでございます。8年度の主な研修は、救急救命士1人、消防学校初任教育及び救急科の専科教育課程に3人入校予定としております。

次に消防吏員制服等貸与事業698万2000円でございますが、消防吏員や准救急隊員の制服、活動服、救助服、救急服等を順次更新するための経費を計上するものでございます。

次に常備消防車両維持管理事業429万8000円でございますが、消防車、救急車等23台の車両のうち車検13台、法定点検21台及び修繕に要する経費を計上するものでございます。

次に消防通信施設維持管理事業2385万9000円でございますが、消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備に係る回線の使用料などに要する経費を計上するものでございます。

次に消防活動業務事業1215万4000円でございますが、消火活動や救助活動に使用する資機材、救急活動に使用する医薬品などの購入費及び機械器具の修繕料や点検料などの維持管理に要する経費を計上するものでございます。次の職員給与費につきましては、本庁総務課の所管事務でございますので説明を省かせていただきます。

続きまして、149ページ及び150ページをお開

き願います。

2 目非常備消防費、つまり消防団に係る費用で
ございます。本年度予算額 1 億 3625 万 6000 円、
前年度予算額 1 億 4353 万 6000 円、前年度比較
728 万円の減でございます。財源内訳は、一般財
源が 1 億 3625 万 6000 円となっております。この
非常備消防費につきましては、事業概要を御覧く
ださい。まず、消防団管理運営事業 1 億 2679 万
7000 円でございますが、主なものは消防団員の
報酬や装備品などの管理費と消防団車両の車検、
修繕料、燃料費及び機械器具の維持管理費、出初
式などの行事に係る運営費となります。次の職員
給与費（非常備消防費）につきましては省略させ
ていただきます。

続きまして、151 ページをお開き願います。

3 目消防施設費でございますが、本年度予算額
4081 万 9000 円、前年度予算額 3776 万 8000 円、
前年度比較 305 万 1000 円の増でございます。財
源内訳のうち特定財源は 3190 万円のうち地方債
3190 万円となっており、一般財源は 891 万
9000 円となっております。この消防施設費につ
きましては、3 つの事業に区分をしておりますの
で、事業概要を御覧ください。まず、消防水利整
備事業 382 万 8000 円でございますが、消火栓の
設置や移設費用として概算計上するものでござい
ます。

次に消防団装備整備事業 24 万 4000 円ござい
ますが、消防団車両 2 台を売却処理するための手
数料及び委託料として計上するものでございます。

次に消防団施設整備事業 3674 万 7000 円ござ
いますが、遊子川分団第 1 部、2 部統合詰所建設
工事に係る経費を計上するものでございます。な
お、財源の一部は緊急防災減災事業債を予定して
いるところでございます。

151 ページの 4 目災害対策費につきましては、
危機管理課の所管事務でございますので説明を省
略させていただきます。

以上、令和 8 年度西予市一般会計予算消防本部
所管分についての説明とさせていただきます。御
審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い
申し上げます。

○山本委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○森川委員

今ほどの消防団装備整備事業ですよね。2 台の
車を廃車にしたということだと思いますが、廃車
にしたら今お金もらえるところあるんですか。

○山本消防総務課長

2 台の消防団車両を廃車というか使用不可とな
った普通積載車 2 台について、オークションにて
売却する準備をしているところでございます。回
転灯やサイレン、ステップの撤去であったり、文
字削除の委託料、登録抹消手数料を計上している
ところでございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結と
いたします。

お諮りをいたします。

議案第 31 号「令和 8 年度西予市一般会計予
算」のうち消防本部所管分につきまして、原案に
賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしまして
は、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 38 分）

【防災課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 40 分）

続きまして、消防本部防災課の審査を行いたい
と思います。

議案第 17 号「西予市火災予防条例の一部を改
正する条例制定について」を議題といたします。

植木課長の説明を求めます。

○植木防災課長

議案第 17 号「西予市火災予防条例の一部を改
正する条例制定について」御説明いたします。

資料は、西予市火災予防条例の新旧対照表を御
覧ください。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及
び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条
例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正

されることに伴い、同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものであります。

それでは資料1ページを御覧ください。

第7条の2に簡易サウナが新設されております。従来の条例では、主に建物内に設置されるサウナ設備を想定しており、屋外設置型の簡易サウナについては、実態に付した規定がありませんでした。このため、対象の火気設備に新たに簡易サウナ設備を位置づけるものでございます。

次に資料2ページを御覧ください。

1行目の第7条の2第1項第1号には、テント型サウナやバレル型サウナといった屋外で利用される簡易サウナ設備について、火災予防上安全な距離を明記し、実態に即した基準とすることで、安全性を確保することとしております。次いで第2号では、簡易サウナ設備の熱源を直ちに遮断できる装置の設置を義務づけるもので、薪を熱源とするものにあつては、速やかに使用できる位置に消火器を設置することで代替にできるものです。これにより、利用者が安全にサウナを利用できる環境を整備するものであります。

次に資料3ページを御覧ください。

第29条の7第1項第1号に住宅における出火防止等に係る器具、設備が記載されておりますが、ここに感震ブレーカーを追加するもので、大規模地震発生時における出火防止のため、感震ブレーカーの普及促進を明確化するものであります。

つきましては、これらの改正について審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○山本委員長

植木課長の説明は終わりました。

これより今の議題について質疑に入りたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

○二宮委員

今の屋外のサウナの件だと思うんですけども、1点目は、罰則規定みたいなものがあるのかどうかというのが1点と、もう1点、7年の第4回定例会12月の議会で、火入れの予防体制強化の条例改正があつてから、消防長の御挨拶にもあつたんですけど、警報が出たりしたら、行政防災無線でかなり今回も連日ありましたけども、そういうことがあつて届出をされる方等が増えたのかどうか、

または通報をされる方があつたのかどうか、この2点だけちょっと質問させていただきます。

○植木防災課長

1つ目の罰則についてですけれども、この条例改正によって、この簡易サウナの届出をすることになりますけれども、これに対しての罰則はありません。

2点目ですが、火入れ等の届出と言われたのですが、消防としましては、火災と紛らわしい行為の届出というのが関連してくることになるんですけども、それについては、正確な数字ちょっと持ち合わせておりませんけれども、若干届出が増えたように感じております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第17号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時46分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後3時49分）

それでは、本日予定されておりました議案審査は全て終了いたしましたので、これで令和8年第1回定例会総務常任委員会を散会いたします。

また明日9時からよろしくお願いいたします。

散会 午後3時49分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

山本 英明